

**独立行政法人国民生活センター相模原事務所の  
研修宿泊施設等運営業務における民間競争入札  
実施要項(案)**

**令和5年〇月**

**独立行政法人国民生活センター**

## 目 次

1. 趣旨	1
2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
3. 実施期間に関する事項	9
4. 入札参加資格に関する事項	9
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	10
6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	12
7. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	16
8. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる財産に関する事項	17
9. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、センターに対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項	17
10. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項	21
11. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項	22
12. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	22

### 【添付資料】

- 別紙1・・・建物内全体図
- 別紙2・・・相模原事務所研修宿泊施設等運営業務仕様書
- 別紙3・・・従来の実施状況に関する情報
- 別紙4・・・民間事業者が使用できるセンター財産(施設)一覧
- 別紙5・・・評価項目一覧表
- 参考1・・・企画書の提出様式1～提出様式9
- 参考2・・・誓約書

## 1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された独立行政法人国民生活センター相模原事務所の研修宿泊施設等運営業務（以下、「研修宿泊施設等運営業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

## 2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

### (1) 対象公共サービスの詳細な内容

#### ア 対象施設の概要

独立行政法人国民生活センター相模原事務所は、教育研修部が実施する、消費者教育の担い手（地方公共団体の消費者行政担当職員及び消費生活相談員、学校の教員・学生等）や企業の消費者部門担当者等を対象にした、消費生活相談の対応力の向上等を目的とした各種研修等を行うための施設（講堂、会議室、研修室、IT講習室、宿泊室等）を有している。教育研修部が実施する研修以外にも、一般の企業等に対し周知を行い、会議室、宿泊室等の外部利用者の増加を図っており、施設の利用率向上に努めている。

また、研修生等施設利用者に対し食事を提供する食堂及び飲食類の販売を行う自動販売機を設置している。

#### (ア) 対象施設

名 称：独立行政法人国民生活センター 相模原事務所

所在地：神奈川県相模原市中央区弥栄三丁目 1 番 1 号

#### (イ) 対象施設の規模

相模原事務所の規模等は以下のとおりである。

敷地面積	44,757.70 m <sup>2</sup>			
延床面積	12,863.65 m <sup>2</sup>			
構成 施	管理・研修棟 (食堂施設を含む)	鉄筋コンクリート 2 階建	7,209.62 m <sup>2</sup>	昭和 55 年竣工
	宿泊棟	鉄筋コンクリート 3 階建		

設	商品テスト1号棟	鉄筋コンクリート2階建	3,069.10 m <sup>2</sup>	
	商品テスト2号棟	鉄筋コンクリート2階建	1,670.67 m <sup>2</sup>	昭和56年竣工
	商品テスト3号棟	鉄筋コンクリート2階建	710.41 m <sup>2</sup>	平成6年竣工
	家庭用品事故解析棟	鉄筋コンクリート2階建	203.85 m <sup>2</sup>	平成11年竣工

\* 構成施設内の各居室等については、別紙1を参考のこと。

## イ 対象業務の内容

(7) 委託する研修宿泊施設等運營業務の内容は、①施設利用者への対応及び施設貸出業務並びに②食堂及び自動販売機の運營業務であり、具体的には以下のとおり。

業務分類	業務内容	業務細目	作業時期・頻度・条件等
I. 施設利用者への対応及び施設貸出業務	研修受入・宿泊窓口業務	来訪者の受付案内、電話1次対応、タクシーの取次ぎ、照会対応、施設利用者対応・申込書の受付処理・承認書の発送、旅館業法第6条に規定する宿泊者名簿への記載、案内板の設置、施設利用者対応（宿泊室への案内を含む）、受講料・宿泊料・食費（朝・昼・夕）の受領・領収書の発行（銀行振込者を除く）、宿泊票・食券（朝・昼・夕）の作成及び発行、研修生からの宅配便手配・集荷依頼・一時保管、備品の管理・貸出・使用方法説明、広報業務（DM 発送、PR 業務）、利用者アンケートの実施、回収、集計	別紙2「相模原事務所研修宿泊施設等運營業務仕様書（以下「別紙2」という。）中、施設利用者への対応及び施設貸出業務の内容による
	宿泊室の清掃業務	ベットメイク業務、室内及び浴室内の清掃、湯茶器他宿泊室内備品・設備類一式の整頓	
II. 食堂及び自動販売機の運營業務	食堂の運營業務	主として研修生に対する食事（朝・昼・夕食）の販売	別紙2中、食堂及び自動販売機の運營業務の内容による
	自動販売機の運營業務	主として研修生に対する飲食類の販売と集金	

(イ) 研修・宿泊施設貸出業務の実施に係る条件

- ① 研修・宿泊施設の貸出は、センター研修事業<sup>※1</sup>及びセンター業務<sup>※2</sup>の実施以外の利用を原則とする（土曜・日曜・祝日を含む）。センターは毎年12月1日に翌年度の貸出対象施設の利用に関する情報（貸出対象施設ごとの研修事業における利用日、利用室数等）を通知することとし、民間事業者は当該施設の利用申込を承諾するものとする。民間事業者は、貸出対象施設の利用に関する情報を通知されたときから、当該年度の貸出予約受付・承認を開始することとする。また、センター業務の実施による利用は、利用の都度、民間事業者と調整を行うこととする。なお、センターが通知する利用日・利用室数は、研修募集定員及び過去の類似の研修における利用実態を踏まえた必要数のみとし、センターは利用室数等に変更が生じた場合は速やかに民間事業者に連絡することとする。センター利用日であっても貸出対象施設に空室がある場合は、貸出することができる。

民間事業者が行う研修・宿泊施設の貸出について、問合せ・予約が入った時点で、センターと使用可能宿泊室・研修室を調整するものとする。

※1：センターが行う地方公共団体の消費者行政担当職員、消費生活相談員等を対象とした当該施設を利用した研修。研修施設は無償、宿泊施設は有償とする。

※2：センターが主催する全国消費生活センター所長会議、商品テスト連絡会議等、上記以外のもの。利用料金の扱いは、<sup>※1</sup>と同様とする。

- ② 民間事業者が行う研修・宿泊施設の貸出は、研修、会議、勉強会及び学習会等を対象とする。ただし、以下の事項に該当する場合は、利用させることができない。
- 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - 研修・宿泊施設の他の利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき。
  - 研修・宿泊施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - 政治的または宗教的な団体、集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体及びその関係者並びに事業内容が明確でない団体が、主催、共催、後援または協賛をする行事に利用するとき。また、これらの団体の利益になると認められるとき。
  - 研修・宿泊施設等を利用した物品販売、広告宣伝、各種勧誘等の営業活動を行うおそれがあると認められるとき。
  - その他センター業務の公共性・公益性を鑑み、センターの業務運営に支障を来すおそれがあるとき及び研修・宿泊施設の管理・運営上支障があると認められるとき。
- ③ 民間事業者は、令和6年3月31日現在、センターが予約を承認済の貸出については、上記①と同じ条件で引継ぐものとする。また、令和6年度の利用予約につ

いても令和5年度までの利用予約と同様に広報業務を行い、受付対応するものとする。

- ④ 民間事業者は、研修・宿泊施設に係る利用料金（の設定（割引制度等、料金体系の設定を含む）に関して随時センターに提案し、協議を行うことができる。提案にあたっては、民間事業者は稼働率見込及び積算根拠を併せてセンターに提示する。「宿泊施設のセンター研修事業及びセンター業務による利用以外」（以下「宿泊施設センター利用外」という。）の料金設定については、民間事業者の提案により得られることが見込まれる料金収入が宿泊施設の貸出に係る宿泊施設センター利用外の必要経費（研修・宿泊施設の利用に伴い発生する経費（2.（4）ア（イ）に規定する業務委託費実施精算額）及び光熱水料・消耗品費・NHK受信料・固定資産税等の経費の総額）を下回ることを確認した場合は、センターは料金改定に応じないこととする。また、以下に掲げる事情変更が発生し、利用料金の見直しの必要が生じた場合には、民間事業者及びセンターは、料金改定等の協議を行うことができる。
  - a. 経済情勢の著しい変動等により、利用料金を構成する必要経費が合計で10%以上上昇したと客観的に認められる場合。
  - b. 天変地異等により、貸出対象施設の著しい損傷が突発的に発生し、予算の裏付けがないなどの理由で修繕費用を転嫁せざるを得ない場合。
  - c. 固定資産税等、研修・宿泊施設のセンター業務による利用以外の稼働率上昇により新たに発生する費用を利用料金に転嫁せざるを得ない場合。
  - d. 利用料金に影響を及ぼす法令及び税制度の新設及び変更（税率の変更を含む。）がある場合。
- ⑤ 研修・宿泊施設の設備や備品に関して、民間事業者は、センターと協議の上で、自らの費用と責任により、改修又は配備することができる。ただし、民間事業者は、契約期間終了日までに原状回復を行わなければならない。
- ⑥ 民間事業者は、貸出承認したものについて、以下の事項に該当することが判明した場合、承認を取り消すことができる。
  - a. 上記②aからfのいずれかに該当すると認められるとき。
  - b. 研修・宿泊施設利用申込時に提出した書類に虚偽の記載があったとき、または、承認した利用の目的・内容と異なる目的、内容で利用するとき。
  - c. 利用承認を受けた研修・宿泊施設以外の場所で、会議又は催事行為を行うとき。
  - d. 災害その他の不可抗力によって、研修・宿泊施設等の利用ができないとき。
  - e. 研修・宿泊施設の利用にあたって、センターが定める規則を遵守しないとき。
  - f. 管理の都合上やむを得ない事由が発生したとき。
- ⑦ 民間事業者は、稼働率向上のため、研修・宿泊施設を利用した自主事業の企画・

実施を行うことができる。ただし、自主事業の実施に際して使用する研修・宿泊施設の利用料金は、民間事業者が負担しなければならない。

- ⑧ 民間事業者は、自主事業の企画・実施に際しては上記②を遵守することとし、事前にセンターに通知することとする。

#### ウ 業務の引継ぎ

- ・ 現行の事業者からの引き継ぎ

センターは、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者に対して必要な措置を講ずる。

本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。

- ・ 本業務終了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

センターは、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、本業務を受注した民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者の負担となる。

#### (2) サービスの質の設定

本業務の実施にあたり達成すべき質は以下の通りとする。また、要求水準指標に係るセンターの従来の実施状況については、下記7. で開示する情報に定める内容である。

##### ア 品質の維持

食堂の運営業務の不備に起因する衣服の汚損、食中毒の発生回数

(定量的な指標：0回)

##### イ 基本的な方針

施設利用者への対応及び施設貸出業務並びに食堂及び自動販売機の運営業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともに研修・宿泊・食堂施設における公共サービスの円滑な実施を可能とすること。

なお、食堂の利用については、相模原事務所のセンター職員の年間食事数は約1,400食、センター研修事業受講者、外部からの施設利用者の年間食事数は、朝食、昼食、夕食それぞれ約2,000食が想定される。その他当該相模原事務所研修宿泊施設等運営業務の民間事業者の従業員が円滑に利用できること。

##### ウ 快適性の確保について

研修・宿泊施設利用者全員に対して行うアンケートにより判定するものとし、民間事業者はアンケート用紙の配布・回収・集計を行う。アンケートの回収率は80%以上とする。

(測定指標)

- a. 研修施設利用者アンケートの満足度 75%以上 (四半期毎)
- b. 宿泊施設利用者アンケートの満足度 75%以上 (四半期毎)

(注)上記、利用者アンケート満足度は、aについては、情報開示の中の別添2のアンケート設問のうち、3.、4.①、③及び5.①、上記bについては、同設問のうち、4.②、5.②及び7.の「満足」、「やや満足」、「やや不満足」、「不満足」の4肢のうち、前2者のいずれかを回答した者の%である。

エ 稼働率の向上について

- (7) 宿泊施設センター利用外の宿泊施設について、年間稼働率を 26.6%以上、かつ徴収料金額を 26,587,000 円以上とすること。なお、宿泊施設センター利用外の稼働率とは、次の算定式により求められた比率をいうものとする。

宿泊施設センター利用外稼働率 (%)

$$= \text{宿泊室利用者累計 (センター利用分を除く。)} \div \text{宿泊室貸出可能総室数}$$

※具体的には、宿泊室の利用回数の累計 (センター研修業務及びセンター業務による利用分を除く。)を分子とし、上記2.(1)イ(4)①におけるセンターからの通知に基づく宿泊室貸出可能総室数を分母とする。なお、センター業務による宿泊室利用室数が年度途中で増加した場合は、その増加室数を分母から控除することとする。また、センター研修業務及びセンター業務の実施日に空室があった場合に貸出した室数は、分母・分子双方に加算することとする。

宿泊室利用者数の累計とは、宿泊室に1名1泊した場合の利用回数を1とした場合の累計数であり、センター業務を含めた年間最大貸出対象宿泊室数は、72室、年間日数を365日から年末年始および宿泊施設利用不可日を除いた日とする。

宿泊室貸出可能総室数

$$= 72 \text{ 室} \times 365 \text{ 日} - [\text{センター業務による利用室数 (当初提示数} + \text{年度途中増加数)}]$$

- (4) 研修施設のセンター研修業務及びセンター業務による利用以外 (以下「研修施設センター利用外」という。)の研修施設について、年間稼働率を 41.4%以上、かつ徴収料金額を 565,000 円以上とすること。なお、研修施設センター利用外稼働率とは、次の算定式により求められた比率をいうものとする。

研修施設センター利用外稼働率 (%)

$$= \text{利用研修施設数累計 (センター利用分を除く。)} \div \text{貸出可能総室数}$$

※具体的には、研修施設の利用回数の累計 (センター研修業務及びセンター業務による利用分を除く。)を分子とし、上記2.(1)イ(4)①におけるセンターからの通知に基づく研修施設貸出可能総室数を分母とする。なお、センター研修業務及びセンター業務による研修施設利用室数が年度途中で増加した場合は、その増加室数を分母から控除することとする。また、センター研修業務及びセンター業務の実施日に空室があった場合に貸出した室数は、分母・分子双方に加算することとする。

センター業務を含めた最大貸出対象研修施設数を5室※、年間日数を365日から年末年始および研修施設利用不可日を除いた日、1日あたり貸出数を1回とする。

#### 研修施設貸出可能総室数

＝5室×365日×1回－[センター業務による利用室数（当初提示数＋年度途中増加数）]

※貸出対象とする研修施設は研修室A、研修室B各1室、討議室3室の計5室である。

なお、不測の事態等により長期に渡って施設が使用できない時は貸出対象について別途協議する。

#### (3) 創意工夫の発揮可能性

民間事業者は、各業務の現行基準として示す別紙2の仕様書で示す実施方法に対し、公共サービスの質の向上及び経費の削減を図る観点から、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、経費の削減を図った場合であっても現行基準レベル以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

#### (4) 委託費の支払い方法

センターは事業期間中の検査・監督を行い、質の確保の状況を確認した上で委託費を支払う。また、宿泊施設や研修施設の稼働率及び質について、定められた基準が確保された場合は、委託費の増額を行う。

委託費の支払いにあたっては、センターは、当該月分の業務完了後、民間事業者より実施状況の報告を受け、適正な運営がなされていることを確認した上で、適法な1ヶ月分の委託費請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。委託費は、以下により算定された金額とする。

・委託費＝業務委託費基本額＋業務委託費実施精算額＋業務委託費収入増分

食堂の運営業務については、センターが光熱水費を負担し、設備を貸出しているため、委託費の支払いはないものとする。

##### ア 業務委託費基本額

別紙2に定める相模原事務所研修宿泊施設等運営業務の施設利用者への対応及び施設貸出業務のうち、仕様書に定められた勤務時間内に実施する研修受入・宿泊窓口業務に係る固定された委託費であり、基本額として定額で契約したものとする。

##### イ 業務委託費実施精算額

研修・宿泊施設の利用に伴い発生する以下の業務に係る委託費であり、実施数量に落札単価を乗じた金額とする。実施数量については以下のとおりであるが、③、④の業務については、別途センターが契約する建物維持管理業務を行う民間事業者に委託し実施することとなるため、民間事業者は、③、④の業務について各々算定された金額を建物維持管理業務を行う民間事業者に支払うものとする。なお、具体的な支払方法については、総務部管理室と調整の上決定するものとする。

##### ① 研修受入・宿泊窓口業務

(時間単価×1ヶ月の総実施時間。総実施時間の最低単位は30分とし、30分未満の端数切捨て。)

##### ② ベッドメイク（宿泊室内の清掃業務）

(室単価×1ヶ月の総実施室数。リネンサプライ(1室あたりピローケース1枚、シーツ2枚、バスタオル1枚、フェイスタオル1枚、バスマット1枚)を含む。)

③ 時間外における電気・機械設備等運転業務

(時間単価×1ヶ月の総実施時間。総実施時間の最低単位は30分とし、30分未満の端数切捨て)

④ 臨時清掃業務

(㎡単価×1ヶ月の総実施面積。総実施面積は小数点第2位までとし、端数切捨て。)

ウ 業務委託費収入増分

本事業の実施にあたり達成すべきサービスの質として2.(2)エ(ア)及び(イ)に定める稼働率及び徴収料金額を超えた場合に支払われる委託費であり、宿泊施設においては、宿泊施設センター利用外年間稼働率が26.6%を超え、かつ徴収料金額が26,587,000円を超えた場合、宿泊施設センター利用外の年間徴収料金から宿泊施設センター利用外に係る委託費(2.(4)イに規定する業務委託費実施精算額のうちセンター利用外に係る金額及び光熱水料・消耗品費・NHK受信料・固定資産税等の経費の総額)を減じた額に50%を乗じた額を、研修施設においては、研修施設センター利用外年間稼働率が41.4%を超え、かつ徴収料金額が565,000円を超えた場合、その超えた利用料金額に50%を乗じた額を、それぞれ事業年度終了後に民間事業者を支払うものとする。

(5) 費用負担等に関するその他の留意事項

ア 消耗品等

研修宿泊施設等運營業務を実施するにあたり、従来よりセンターにおいて用意している施設利用者が使用する消耗品(トイレットペーパー、ゴミ袋、お茶(給茶機、宿泊室用ティーバッグ)、蛍光管、石鹼)については、引き続きセンター負担とし、民間事業者が業務運営にあたり必要な消耗品は、全額民間事業者の負担とする。

イ 光熱水費

センターは、民間事業者が本業務(自動販売機の運營業務を除く。)を実施するために必要な電気・水・ガスの使用を無償とする。

ウ 民間事業者は、自主事業により研修・宿泊施設を利用する場合は、センターが定める研修施設使用料及び宿泊料金を、センターに支払うものとする。

エ 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下のaからcまでのいずれかに該当する場合にはセンターが負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- a. 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- b. 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)

- c. 上記 a、b のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

### 3. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（ただし、第 11 号を除く。）に該当するものでないこと。
- (2) 独立行政法人国民生活センター会計規程細則第 14 条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 独立行政法人国民生活センター会計規程細則第 15 条に該当しない者であること。
- (4) 令和 4・5・6 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で A、B、C、D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で企画書及び入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。もしくは、令和 5・6 年度、東京都、神奈川県、埼玉県地方公共団体のいずれかにおいて、「建物清掃」、「警備・受付」又は「給食関係業務」等に関する営業種目等の資格を有し、A、B、C 等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者であっても、手続開始の決定がなされた後において国の定める競争参加資格の再認定を受けている者は入札に参加できるものとする。
- (6) 上記 2. (1) イに示す各業務の実施にあたり法令上必要な次の資格を有しているものであり、資格等を有しているものを業務の実施にあたらせることができる者であること。

食堂の運営業務	法令に定める食品衛生責任者
---------	---------------
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。その証明として、納税証明書（ただし、直近のものに限る。）を提出すること。
- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。その証明として、社会保険料納入確認書等（ただし、直近のものに限る。）を提出すること。

(9) 入札参加共同企業体での入札について

ア 単独で本実施要領に定める業務内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加共同企業体で参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加共同企業体を結成し、代表企業及び代表を定め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表企業及び構成員が、他の入札参加共同企業体に参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及び構成員は、入札参加共同企業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。

イ 中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業共同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合には、その組合員が他の入札参加共同企業体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

ウ 上記（1）から（8）の全ての要件を満たすこと。

ただし、入札参加共同企業体で入札する場合には、（4）については、入札に参加する代表企業が満たしているものとし、（6）については、当該業務を実施する者が満たしているものとし、その他の要件については入札参加共同企業体を構成する全ての企業が満たしているものとする。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール

手続	スケジュール
官報公示	令和5年11月上旬頃
入札説明会（現場説明会含む）	令和5年12月中旬頃
入札等に関する質疑応答	官報公示より令和6年1月上旬頃
企画書及び入札書類の提出期限	令和6年1月上旬頃
入札書類の評価	令和6年1月中旬頃
開札・落札予定者等の決定	令和6年1月下旬頃
業務引継期間	令和6年2月中旬頃
契約締結日	令和6年4月1日

(2) 入札実施手続

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類をセンターが指定する期日と方法により、センターが指定した場所に提出すること。

ア 提出書類

(7) 本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）

入札金額は、上記2.(4)アに定める業務委託費基本額月額に同2.(4)イに定める業務委託費実施精算額月額(単価×月間予定数量)を加算した合計額に36を乗じて得た総額とする。なお、入札書には、本業務に要する一切の諸経費の110分の100に相当する金額を記載することとする。

(4) 総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等(以下「業務の質等」という。)に関する書類(以下「企画書」という。)

(5) 法15条において準用する法第10条に規定する欠格事由の審査に、必要な書類

(E) 入札参加共同企業体での参加の場合は、入札参加共同企業体結成に関する協定書、又はこれに類する書類

#### イ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項6.で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

(7) 企業の代表責任者及び本業務担当者【提出様式1】

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。主たる事業の概要、従業員数、事業所の所在地に関する情報。会社概要誌等を添付のこと。

(4) 予算書等【提出様式1に添付のこと】

- ・最近3カ年の収支予算書
- ・令和4年度の収支予算書
- ・最近3カ年の財産内容を示す書類

(5) 必要とされる資格を証明する書類の写し【提出様式1に添付のこと】

- ・令和4・5・6年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でA、B、C、D等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であることを証明する書類
- ・または、令和5・6年度、東京都、神奈川県、埼玉県地方公共団体のいずれかにおいて「建物清掃」、「警備・受付」又は「給食関係業務」等に関する営業種目等の資格を有し、A、B、C等級に格付けされた競争参加資格を有する者であることを証明する書類

(E) 業務実績【提出様式2】

(4) 本業務実施の考え方【提出様式3】

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等。併せて食事提供方法、提供金額、写真、1ヶ月のメニュー例など具体例を示すこと。

(4) 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法【提出様式4】

本業務実施要項2.(1)イで示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法を示す。業務毎の配置人数も記載すること。

(キ) 業務に対する提案事項【提出様式 5、6、7】

- ① 業務の質の確保に関する提案
- ② 別紙 2 の仕様書で示す実施方法に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（或いはその両方）を具体的に示すこと。

(ク) 緊急時の体制及び対応方法【提出様式 8】

緊急時（研修宿泊施設等運營業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる事故・事案が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示すこと。

(ケ) ワーク・ライフ・バランス等の推進【提出様式 3】

評価の対象となる「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という）、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という）及び「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という）に基づく認定等を取得している場合、それを証する書類（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）を提出すること。

(コ) 賃上げを実施する企業に対する加点措置【提出様式 9】

以下の区分に応じた条件を満たしている場合に、表明書を提出すること。

【大企業】

事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。

【中小企業等】

事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。

ウ 開札にあたっての留意事項

- (ア) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (イ) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。
- (ウ) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。
- (エ) 入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することは出来ない。

6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、落札者決定のための評価、本業務の実施状況の評価等はセンターに設置する評価委員会において行うものとする。なお、評価委員会は、センター及び外部有識者で構成するものとする。

(1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

ア 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点（50点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

(ア) 実施体制

- ・各業務の業務水準が維持される体制であること。
- ・提案された内容が実現可能な体制であること。
- ・入札参加共同企業体で参加する場合、代表企業と構成員の連携が可能な体制であること。

(イ) 業務に対する認識

研修宿泊施設等運營業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

(ロ) 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、要求水準が確保されるものとなっているか。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目について、審査を行う。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には、別紙2の仕様書で示す業務と提案内容との比較を行い、評価により加点する。なお、評価にあたっては、表1により0点から5点を付与し、重要度に応じて加重した値とする。

ただし、(エ)ワーク・ライフ・バランス等の推進については、表2により1点から5点を付与し、加重した値とする。

表 1

評価内容	得点
非常にすぐれている	5
すぐれている	4

標準的・普通	3
やや期待できる	2
期待できない	1
記載なし	0

(7) 業務の実施体制 (20 点)

(イ) 業務の質についての提案内容 (75 点)

(ロ) 緊急時への対応について考え方・体制 (25 点)

(留意点)

業務の実施体制の類似業務の実績は、提出様式 2 の項目を審査する。

(エ) ワーク・ライフ・バランス等の推進 (10 点)

女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし認定）、次世代法に基づく認定（くるみん、トライくるみん、プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）のいずれかを有している。

表 2

得点	認定等の区分 ※ 1	
5 点	プラチナえるぼし ※ 3	女性活躍推進法に基づく認定 (各えるぼし認定企業)
4 点	3 段目 ※ 2	
3 点	2 段目 ※ 2	
2 点	1 段目 ※ 2	
1 点	行動計画 ※ 4	
5 点	プラチナくるみん(※ 5)	次世代法に基づく認定 (各くるみん認定企業)
3 点	くるみん(令和 4 年 4 月 1 日以降の基準)(※ 6)	
	くるみん(平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの基準)(※ 7)	
	トライくるみん(※ 8)	
2 点	くるみん(平成 29 年 3 月 31 日までの基準)(※ 9)	
4 点	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業) ※10	

※ 1 複数の認定等に該当する場合は、もっとも配点が高い区分により加点を行うものとする。

※ 2 女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定

- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定  
なお、労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない講堂計画を策定している場合のみ)。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく人制
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※8の認定は除く)
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成20年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定
- ※10 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

(オ)賃上げの実施の表明(20点)

事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額等を一定の割合以上で増加させることを表明している。

(2)落札者決定にあたっての評価方法

ア 落札者の決定方法

必須審査により得られた基礎点(50点)と加算項目審査で得られた加算点(150点)を加算し、入札価格(予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する点数(200点)を乗じて得た値(価格点)を足し合わせ、合計点が最も高い値の者を落札者として決定する。

総合評価点 = (基礎点(50点) + 加算項目審査による加算点) + 入札価格の得点配分 × [1 - (入札価格 / 予定価格)]

イ 留意事項

最も高い点数を得た者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次の事項(ア)～(キ)について改めて調査し、当該おそ

れがあると認められた場合には、所要の手続を経て、次順位以下の入札参加者から落札者を決定する。

- (7) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、配置予定の被用者に支払われる賃金額が適正か否か、配置予定の被用者が当該金額で了承しているか否か等）
  - (4) 当該契約の履行体制（業務従事者の人数・内訳、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担が適切か否か等）
  - (5) 当該契約期間中における他の契約請負状況
  - (イ) 国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
  - (オ) 資産状況
  - (カ) 経営状況
  - (キ) 信用状況
  - (ク) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
  - (ケ) 落札者が決定したときは、遅滞無く、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。
- (3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として、直ちに再度の入札を行うこととする。なお、必須項目を全て満たす入札参加者がいない場合又は、再度の入札によってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、事業範囲の変更を含め入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

なお、再度公告入札に付する際は、事業開始時期を考慮して、政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続を定める細則第6条第2項に基づき最短日程で入札公告を付し実施するものとする。また、センターは、本業務を実施する時間が十分に確保できない等、やむを得ない場合には、入札対象事業を自ら実施することができる。この場合において、センターはその理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告する。

## 7. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙3のとおりである。

## 8. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる財産に関する事項

民間事業者が使用できるセンター財産は別紙4のとおりである。

## 9. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、センターに対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

### (1) 報告等について

#### ア 業務計画書の作成と提出

##### (7) 年間業務計画書

民間事業者は、各年度の事業開始日まで年度毎の運營業務計画書を作成し、センターに提出すること。

##### (4) 月間及び週間予定表

民間事業者は、研修・宿泊施設貸出業務に係る予約状況について、前月の25日までに月間予定表を作成し、センターに提出すること。また、月間予定表を補完するため、毎週木曜日までに翌週の週間予定表を作成し、センターに提出すること。

#### イ 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

(7) 民間事業者は、業務日報を毎日作成し、センターに供覧するとともに、業務期間中常時閲覧できるように保管・管理するとともに、センターへ直ちに報告すべき事態が発生した場合は、その都度連絡するものとする。

(4) 民間事業者は、業務月報を翌月の5日以内に作成し、提出する。

(7) 民間事業者は、各事業年度終了後毎年4月10日（ただし、当該日が閉庁日の場合には直後の開庁日とする。）までに当該事業年度に係る研修宿泊施設等運營業務に関する年間総括報告書をセンターに提出する。

#### ウ 国等の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるにあたり、センターの検査・監督体制は次の通りとする。

(7) 本事業に係る監督は、総務部管理室長を責任者とする。

(4) 監督は、総務部管理室長が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法によって行うものとする。

### (2) センターによる調査への協力

センターは、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認

める時は、民間事業者に対し、当該研修宿泊施設等運營業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。立入検査をするセンターの職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

センターは、本業務を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。また、上記に加え業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関してセンターが開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づく民間事業者が構すべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、センターの承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施にあたって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

(4) 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対

し誤解を与えるような行為をしてはならない。

#### オ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

#### カ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### キ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### ク 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

#### ケ 権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者が特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、センターの承認を受けなければならない。

#### コ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務の対象施設において、センターの許可を得ることなく自ら行う事業又はセンター以外の者との契約（センターとの契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

#### サ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又はセンター以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

#### シ 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上でセンターの承認を受けなければならない。

- (イ) 民間事業者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (ウ) 再委託先は、上記の(4) 秘密の保持及び(5) イからサまでに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。
- (カ) 民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

#### ス 契約内容の変更

民間事業者及びセンターは、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条第 2 項の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ただし、下記セに記載の内容はその規模により対象外とする場合がある。

#### セ 設備更新等の際における民間事業者への措置

センターは、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) 設備を更新、撤去又は新設するとき
- (イ) 法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき
- (ウ) 社会情勢の変動等により業務量に著しい変動が生じるとき
- (エ) 災害等により緊急避難的に業務量に著しい変動が生じるとき

#### ソ 契約解除

センターは、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- (イ) 法第 14 条第 2 項第 3 号若しくは第 15 条において準用する第 10 条各号（第 11 号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- (ウ) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することが出来ないことが明らかになったとき
- (エ) 上記(ウ)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- (オ) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- (キ) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業

務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

(ク) 暴力団を業務を統括する者又は従業員としていたことが明らかになったとき

(ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

タ 契約解除時の取扱い

(ア) 上記ソに該当し、契約を解除した場合には、センターは民間事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支払う。

(イ) この場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記(ア)の委託費を控除した金額の100分の10に該当する金額を違約金としてセンターの指定する期間内に納付しなければならない。

(ウ) センターは、民間事業者が前項の規定による金額をセンターの指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の3(令和2年4月1日施行)の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) センターは、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、センターから民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

チ 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

ツ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者とセンターが協議するものとする。

#### 10. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項(法第9条第2項第12号又は第14条第2項第10号)

(1) 民間事業者又はその職員その他当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合について、民間事業者は当該第三者に対する賠償の責に任ずる。

(2) センターが当該第三者に対する賠償を行ったときは、センターは民間事業者に対して、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生についてセンターの責に帰すべき理由が存する場合は、センターが自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

- (3) 民間事業者が、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条及び第 710 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生についてセンターの責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者はセンターに対して、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

#### 1.1. 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

センターは、総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、令和 8 年 3 月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

センターは、民間事業者が実施した研修宿泊施設等運營業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

具体的には、相模原事務所における施設利用者への対応、施設貸出、食堂の運營業務に関する報告書等に基づき調査を実施する。

(3) 主たる調査項目

2. (2) において本業務の質として設定した項目とする。

(4) 実施状況等の提出

センターは、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、(1) の評価を行うために令和 8 年 6 月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、センターは、本業務の実施状況等の提出に当たり、センターに設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。なお、評価委員会は、センター及び外部有識者で構成するものとする。

#### 1.2. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

センターは、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) センターの監督体制

本契約に係る監督は、理事長が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、上記 9. により行うこととする。

### (3) 主な民間事業者の責務等

#### ア 民間事業者の責務等

本委託事業に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 法第 54 条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

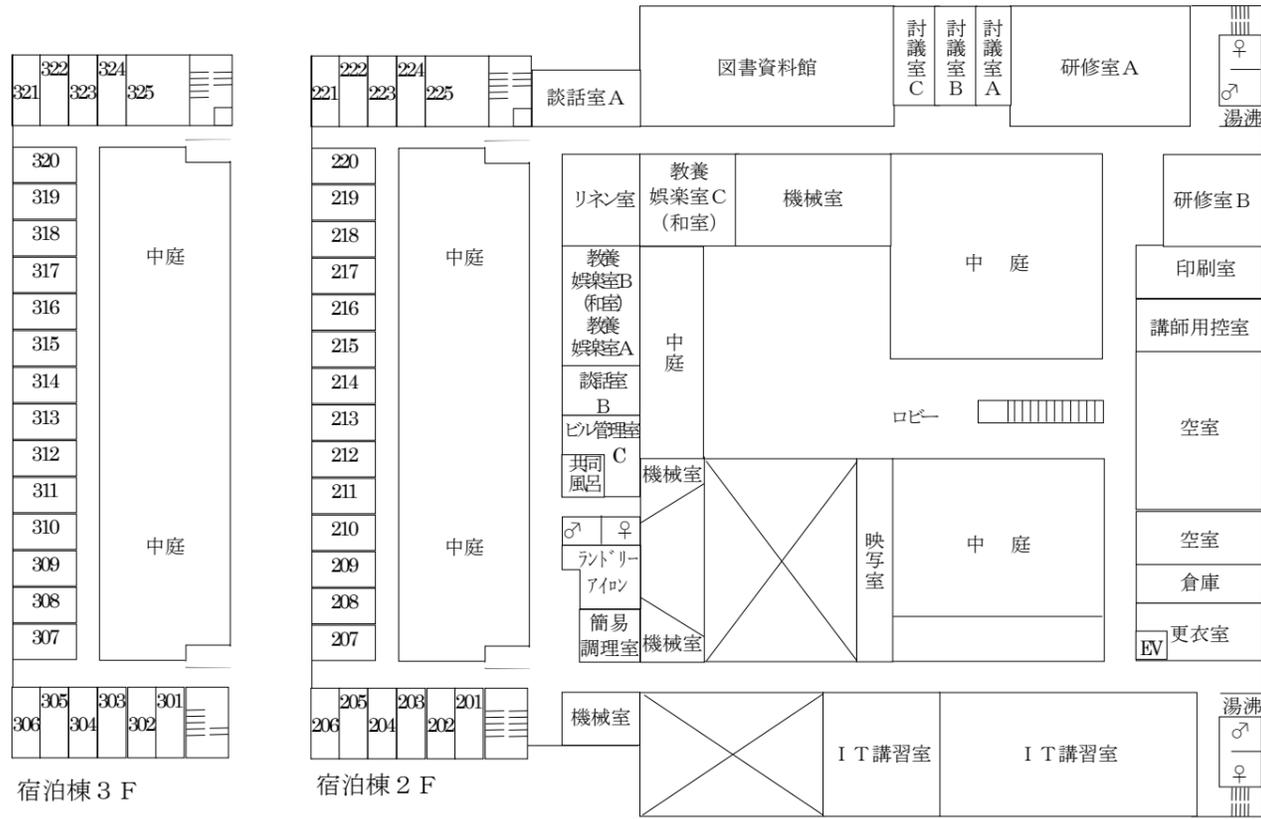
ウ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。

エ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

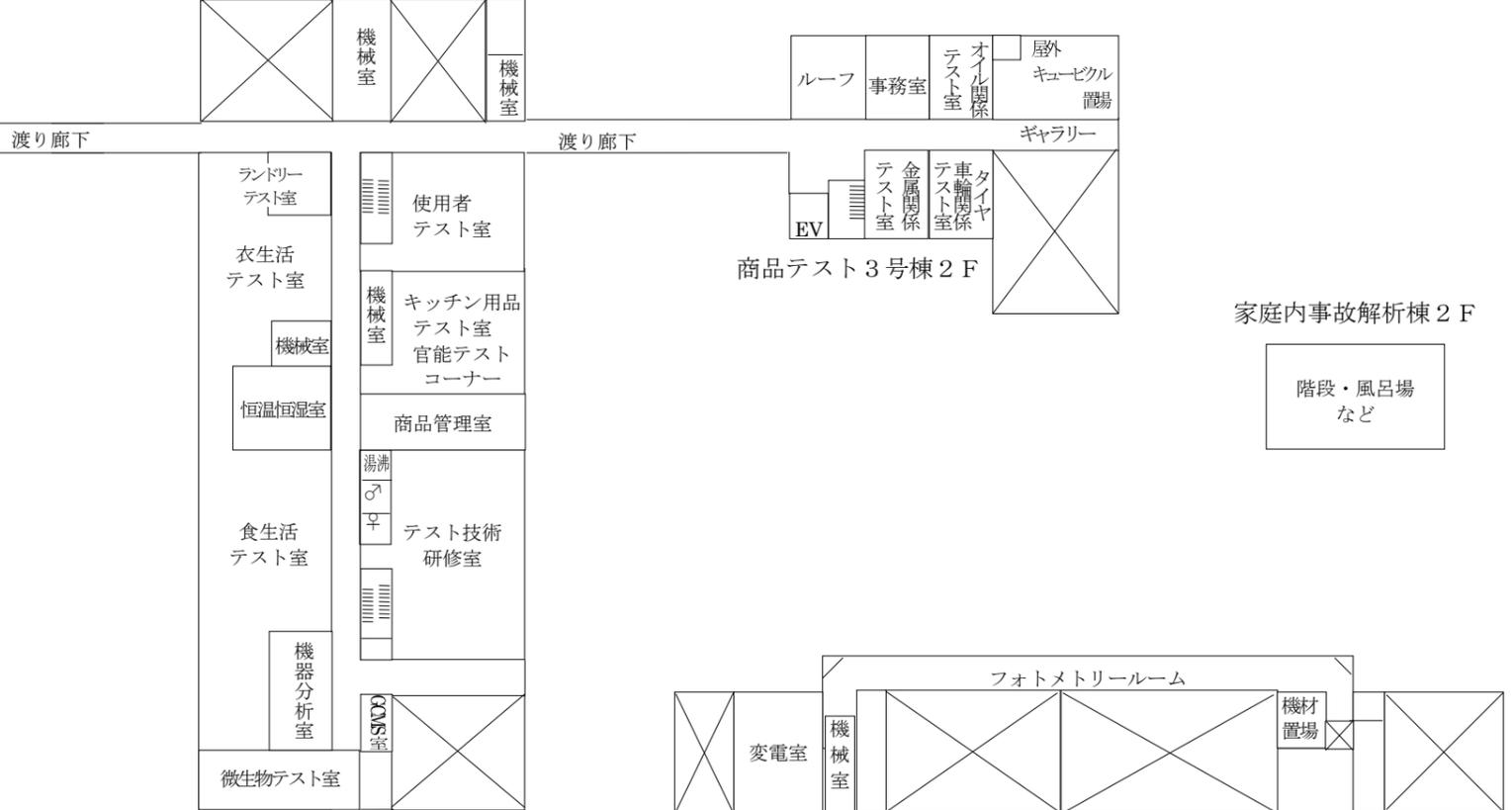
#### オ 会計検査について

民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又はセンター（発注者）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

管理研修棟 2階・3階図



商品テスト1号棟2号棟3号棟2階図



家庭内事故解析棟 2 F  
階段・風呂場など

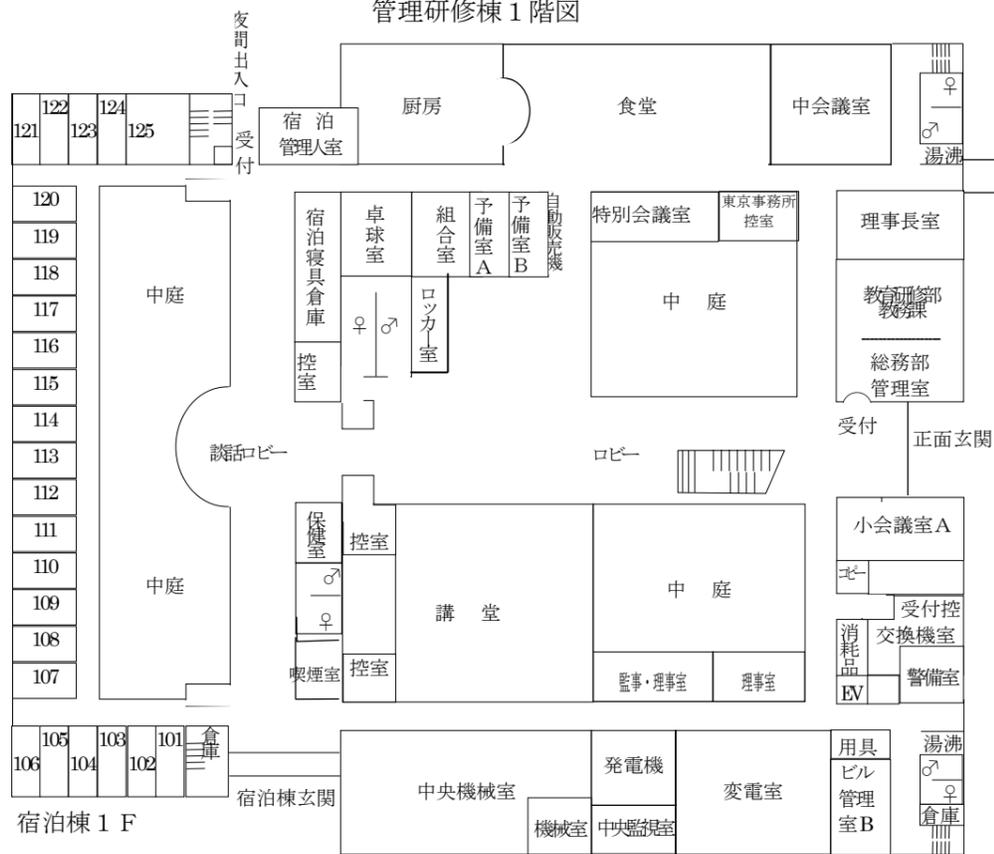
宿泊棟 3 F

宿泊棟 2 F

商品テスト1号棟 2 F

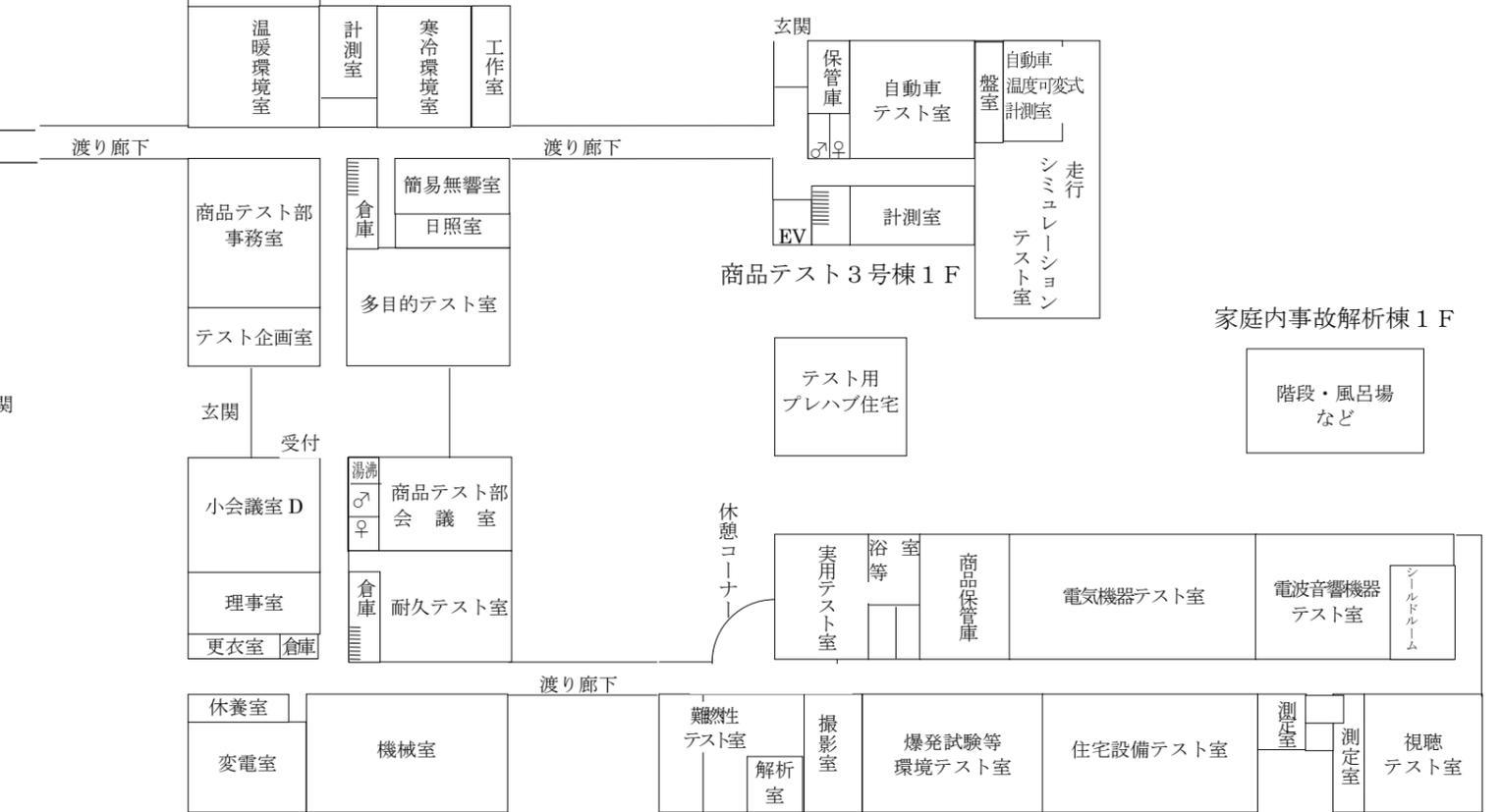
商品テスト2号棟 2 F

管理研修棟 1階図



宿泊棟 1 F

商品テスト1号棟2号棟3号棟1階図



家庭内事故解析棟 1 F  
階段・風呂場など

商品テスト1号棟 1 F

商品テスト2号棟 1 F

守衛所

## 相模原事務所研修宿泊施設等運営業務仕様書

## I 一般共通事項

1. 本仕様書は、主要事項のみを記載した仕様書であるため、仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を遂行する上で当然必要な作業等は実施するものとする。
  2. 本業務は、施設利用者への対応及び施設貸出業務（研修受入・宿泊窓口業務、広報業務他）並びに食堂及び自動販売機の運営業務を行うものとし、本業務担当者のうちから総合責任者を定め、この者の指揮により業務を行わせるものとする。
- \* 本業務担当者（事務担当）及び総合責任者に関しては以下のとおりとする。
- ・本業務に付随する業務を含め総合管理を行うものとする。
  - ・センター就業時間内（9時00分～18時15分）は常に勤務し、連絡体制が整っていること。
  - ・当施設が休日の日は、休日とするが、施設利用者対応等の立ち合いが必要な場合は適宜対応すること。
3. 業務実施計画
    - （1）研修宿泊施設等運営業務については、独立行政法人国民生活センター「以下、センター」と民間事業者が協議の上作成した年間運営計画に基づき実施するものとする。
    - （2）年間運営計画の当月分については、前月までの実施状況及びその結果を勘案して、月間管理計画を作成し、その計画に基づき実施する。
  4. 本業務の遂行にあたり、法令に定める食品衛生責任者を選任し、センターに届け出ること。
  5. 各業務を実施するために配置する本業務担当者の人数は、法令を遵守し、業務を適正に履行できる人数を配置すること。また、本業務担当者が、業務を履行する際に使用する制服、装備、寝具類等は受託者の負担において用意するものとする。
  6. 本業務を遂行するにあたり必要な光熱水料、従業員控室、内線電話（機器ならびに回線）、事務机等を無償で貸与・提供するものとするので、常に善良なる管理及び効率的な使用を行うよう注意しなければならない。なお、外線電話（機器ならびに回線）、FAX（機器ならびに回線）、コピー機及び業務遂行上必要な消耗品は受託者にて用意すること。また、PCならびにインターネット回線は、受託者にて用意するものとするが、センターのネットワークシステムの更新により変更する可能性もある。
  7. 業務の連携体制  
総合責任者を筆頭に各業務間の連携体制を整え、業務全体として不備が無いように遂行すること。
  8. 守秘義務  
業務上知り得た情報等については、第三者に漏洩してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

9. その他、

- ・本業務を履行する上で疑義が生じた場合は双方協議の上実施するものとし、受託者は誠意をもって対応すること。また、法令等に基づく、点検及び改善措置が生じたときは、その趣旨に基づき、関係する業務にあたる者に周知せしめ、具体的な改善の方法を権限者に報告する。また、業務運営にあたり、法令等に基づく対応・届出等が発生した場合は、センターと協議調整のうえ、適切に対応するものとする。
- ・本業務を実施する際は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を遵守すること。

10. 提出書類

本件、研修宿泊施設等運營業務の実施に伴い提出する書類は、以下のとおりとする。

(1) 毎日提出するもの

- ① 宿泊棟管理日誌
- ② 消防用自主点検チェック票（宿泊管理人用）

(2) 毎週提出するもの

- ① 施設利用予定表

(3) 毎月提出するもの

- ① 衛生予防月間チェックシート
- ② 食堂収支表
- ③ 自動販売機売上表
- ④ 月間施設利用予定表

(4) 本業務開始前迄に提出するもの

- ① 各業務の組織体制及び技術者資格を証明する資料
- ② 年間運営計画、月間運営計画（4月分）

(5) その他

- ① 毎月、センター及び建物維持管理業務との3者で業務に関する定例の報告会を実施し、資料準備及び議事録を作成する。
- ② 法令に基づき実施する点検・保守業務報告書宿泊者情報等は適宜提出すること。また、上記提出書類以外にセンターが業務処理上必要とする書類については、民間事業者と協議の上、別途定めるものとする。

## II. 施設利用者への対応及び施設貸出業務仕様書

センターの教育研修業務並びに研修・宿泊施設の貸出、利用者対応及び施設を利用した自主事業の企画・運営業務について、センターの担当者と調整のうえ、以下の業務を行う。なお、令和6年度分の研修・宿泊施設の貸出・予約に係る業務も含むものとする。

### 1. 受付案内業務内容

- (1) 来訪者（施設利用者含む）の受付案内
- (2) 外部からの各種問い合わせ及び代表電話の対応
- (3) 講師等のタクシーの取次ぎ
- (4) 出版物の販売取次ぎ

### 2. 研修受入・宿泊窓口業務

#### (1) 業務内容

- ① 宿泊者に関する用務と接遇
- ② 施設利用がある場合の電話の応答、宿泊者への接続、取次ぎ伝言、案内
- ③ 宿泊者の外出時の鍵の一時保管
- ④ 宿泊者への来訪者の受付、連絡
- ⑤ 照会対応、利用受付対応、利用者対応（チェックイン・チェックアウト）、下見・打合対応、案内板の設置・研修室の机・椅子の配置、利用後の原状回復確認
- ⑥ 備品の管理、貸出、使用方法説明
- ⑦ センターの教育研修業務以外の宿泊利用者拡大に向けての広報・営業業務（毎月50件以上のDM発送等、稼働率向上のためのPR業務を実施し、毎月その成果をセンターに報告すること。）
- ⑧ 利用者アンケートの実施、回収、集計
- ⑨ 緊急時の避難誘導
- ⑩ 病気、怪我等の場合における応急処置及び関係機関への連絡
- ⑪ その他宿泊者に対するサービス一般
- ⑫ 研修生から受講料、宿泊料、食費（朝食・昼食・夕食）の受領及び領収書の交付（銀行振込者を除く）並びに食券（予約された朝食、昼食、夕食それぞれの券）の作成及び発行
- ⑬ 研修生からの宅配便手配、集荷依頼、配送された荷物の一時保管、所内の忘れ物・落とし物の一次対応

#### (2) 勤務時間

月曜日～金曜日 9時00分～18時15分

但し、宿泊利用があるときは、24時間体制とするが、特に用務がないときは、23時から翌6時の7時間を仮眠時間とする。

なお、土・日・祝日に宿泊者に関する用務と接遇を行う場合は、実仮眠時間を除く宿泊者が滞在していた時間（時間外経費支払対象時間）を付帯業務として、時間外経費を別途支払うこととする。

#### (3) 勤務場所

9時00分～18時15分は受付、18時15分～翌朝9時00分は管理人室を原則とするが、提案により変更可能とする。（代表電話対応は電話設備設置場所が限定されるため

受付以外は不可。)

### 3. 宿泊室内の清掃業務（付帯業務として別途支払）

宿泊利用した、宿泊室については下記の作業を行う。ただし、実施に際しては、その方法、回数について、事前に総務部管理室と調整すること。

#### (1) ベットメイク業務

リネン類（ピローケース1枚、シーツ2枚）は、民間事業者において用意し、クリーニングしたものと交換しセットする。

寝具類については、クリーニング業者への受渡しを行うとともに、在庫管理も併せて行うこと。

#### (2) 室内清掃

バキューム清掃を行う。日常清掃 1室（ $14.26 \text{ m}^2 \times 50\% = 7.13 \text{ m}^2$ 、ただし、125, 225, 325号室は  $14.26 \text{ m}^2$ とする。）

#### (3) 浴室内の清掃

浴槽、便器等の清掃及び民間事業者で用意したリネン類（バスタオル1枚、フェイスタオル1枚、バスマット1枚、石鹸類、トイレットペーパー等の交換、補充を行う。

#### (4) 湯茶器他、宿泊室内備品・設備類一式の整頓

常に衛生には留意すること。

### 4. その他業務

施設利用者への対応として、次の業務について、別途契約する建物維持管理業務を行う民間事業者へ委託をして行うものとする。

#### (1) 臨時清掃業務

#### (2) 時間外における電気・機械設備等運転業務

以 上

### Ⅲ. 食堂及び自動販売機の運營業務仕様書

食堂及び自動販売機の運營業務に当たり、食品衛生法その他関係法規を遵守し、常に衛生及び清潔に心掛け、環境の維持向上に最善の努力をすること。

なお、単独で本仕様書に定める業務内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加共同企業体、若しくは再委託で運営すること。

#### 1. 食堂の運営

(1) 食堂経営上の一切の取引は、受託者の名義において行うものとし、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の名義を使用、またその名を冠用してはならない。

入札参加共同企業体、若しくは再委託に運営させる場合は全て受託者の責任において行うものとし、受託者が責任を負うものとする。

(2) 食堂の運営は、センターの指示に従い、価格、メニュー、供用方法等については、センターと協議を行い、研修生等の意向が反映されるようにすること（研修計画を参照）。

(3) 営業日は、原則、月曜日～金曜日の平日とし、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）については、施設利用がある場合は適宜営業することも可能とする。  
なお、研修を実施しない日及び研修・宿泊施設貸出を行っていない日（センター職員のみが利用する日）は、朝食と夕食を除く昼食のみの運営とするが、器具のメンテナンス、スタッフの休養等のための休業、食材の調達状況、食堂運営の効率化等のためのメニュー変更については、協議により可能とする。

(4) 営業時間は、原則として以下の時間帯とし、この時間帯に食事提供依頼があった場合は食事提供を行うこととする。

朝食時間： 7：30～ 8：30

昼食時間： 11：30～13：30

夕食時間： 18：00～19：30（懇親会は20：00まで）

ただし、時間の変更などがある場合は、別途相談に応じること。

営業時間の変更及び臨時休業については、関係部署と協議のうえ決めるものとする。

#### (5) 運営方法

① 日替わり定食方式（例として、定食及び麺セットからの選択など。また、日替わりメニュー以外に可能な範囲で常時提供できるメニューを用意。原則厨房で調理したものを提供、セルフサービス）

② 完全予約制（研修生は事前予約、センター職員等は原則として前日までに予約）

③ 支払方式（研修生は事前に配付している食券と食事と引き換え、センター職員等は食事と引き換えに食券または現金で支払）

④ 原則として事前予約で会食、来客用料理が提供できる体制をとること。

⑤ その他、営業努力としての時間外の取り組みについては、関係部署と協議のうえ判断するものとする。

#### (6) 衛生及び管理業務

① 保健所などの行政機関への諸手続きは、受託者が行う。

② 受託者は、使用する厨房、事務室、食堂ホール等を毎日清掃すること（食堂ホールの定期清掃は、年2回を建物維持管理業務としているので留意すること）。

- ③ 残飯及び残菜等食堂より発生するゴミ類は、受託者の責任において処分し、衛生的に管理すること。
- ④ 伝染病の患者、またはその疑いのある者を就業させてはならない。
- ⑤ 従業員の服装及び身体は、常に清潔にしておくこと。
- ⑥ 受託者は、火災予防・盗難予防及び施設・給排水設備の点検等、食堂等施設内の管理に十分留意すること。また、センターが実施する火災予防訓練には積極的に参加すること。

(7) 経費の負担

受託者が負担する経費は次のとおりである。なお、業務に必要な電気・水・ガスの使用は無償とする。

- ① 通信費（電話回線、インターネット回線等の使用料金）
- ② 人件費（飲食の調理等に係る全ての賃金等）
- ③ 保健衛生費（従業員の健康管理、営業許可に関する諸費用等）
- ④ 飲食材料費（食材料、調味料等）
- ⑤ 消耗品（事務用品、洗剤、業務用品全般）
- ⑥ 厨房及び食堂ホールに設備した以外の什器備品類等（食器含む）
- ⑦ 被服品（白衣、帽子、前掛け、長靴等）
- ⑧ 公租公課
- ⑨ その他食堂運営に必要な経費（機器類の消耗品、メンテナンス費用を含み、機器類の修理費用は除く。）

(8) 健康管理

食堂従業員の健康管理には常に留意し、定期健康診断及び定期検便（年1回以上）を実施すること。

(9) 経営状況の報告

食堂の経営状況を定期的に報告（月1回以上）すること。

なお、経営状況の報告（次項の自動販売機の運営を含む）を考慮し、センターの教育研修管理部門と受託者との協議により、上記(7)経費の負担及び下記の(12)の販売価格を変更することができるものとする。

(10) 消費税

内税方式とする。

(11) 予定見込数

相模原事務所のセンター職員の年間食事数は約1,400食、センター研修事業受講者、外部からの施設利用者の年間食事数は、朝食、昼食、夕食それぞれ約2,000食が想定される。

(12) 販売価格の目安（内税）

販売価格の目安については、現状は以下のとおりであるが、企画書にて提案可能とする（物価上昇等を考慮した販売価格とする）。

但し、研修生の販売価格は、消費税改定等の正当な理由以外は、原則として年度中は同額にて提供するものとする。

- ① 研修生とセンター職員等
  - 朝食の部：430円
  - 昼食の部：580円
  - 夕食の部：780円
- ② 外部利用者

販売価格に見合った食事を提供することを前提に、受託者と各外部利用者にて直接協議し、販売価格を決定できるものとする。

朝食の部：500円～

昼食の部：700円～

夕食の部：1,000円～

③ その他

懇親会料理は、利用者と協議の上実施する。

(13) その他

- ① 提供する料理は、飲食に適した温度を保持するよう努力すること。
- ② 調理材料、加工材料には、食品衛生法等に抵触する材料及び食品添加物等の使用は禁止する。また、認可された食品添加物であっても、その使用は必要最小限にとどめること。

## 2. 自動販売機の運営

### (1) 経費等

① 工事費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費含む）、移転費等の一切の費用及び自動販売機の運転に必要な電気料金は受託者の負担とする。

② 設置条件

自動販売機は、自動販売機設置位置図に示した場所に、業務の支障及び通行の妨げにならない範囲で設置することとする。設置する自動販売機の外形寸法を事前に確認の上、設置場所の確認をすること。また、設置の際には必要に応じて、転倒防止対策も行うこと。

### (2) 使用上の制限

- ① 自動販売機本体は、省エネタイプ・ノンフロン（代替フロン含む。）対応機とすること。
- ② 災害発生時に自動販売機の飲料を取り出すことのできる販売機（災害救助ベンダー）とすること。また、災害発生時にセンターが飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内全ての飲料を無償で提供すること。また、ユニバーサルデザイン自動販売機（障害者対応）であること。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、センターの指示に従うこと。

販売品目は、研修等の施設において認知、支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水及び軽食・菓子、酒類とする。また、標準小売価格を上回る価格での販売もできないものとする。

### (3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、受託者の責任において行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置し、受託者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
  - ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、受託者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (4) 使用許可の取消し及び変更
- センターが、許可物件を、センター業務の用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があるときと認めたときは、使用の許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。
- (5) 原状回復
- 受託者は、許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に際し、受託者は一切の補償をセンターに請求することはできないものとする。

施設内設備機器の概要および点検作業内容

別表2

1. 機械設備関係

設置箇所	設備機器	容	量	台数	点検および作業内容
中央監視室	μ-METASYS			1	AHU-1～11, FCU, ACP-1～3, 各空調機・送風機, 排風機, 逕風機等 各機器運転(発停)スケジュール設定(修正)。カレンダー修正(休日設定)。 冷温水発生機(冷房・暖房運転)発停。ボイラー(暖房、給湯運転)発停。 各室の温度設定。外気温度の測定記録。各機器運転状態の監視。
ボイラー室	鑄鉄製真空式温水 ヒーター RKV-200NL-HT5P	伝熱面積4.2㎡ 最高使用水頭圧50m 定格出力200,000Kcal/h 食堂系統、図書室、談話ロビー系統の暖房 宿泊棟各浴室および共同浴室の給湯		2	各管取付け部損傷等の点検。基礎据付け部損傷の点検。外囲いの損傷の 点検。主バーナ本体の損傷等点検。パイロットバーナ本体の損傷の点検。 押込、誘引通風機、ダンパの作動状態損傷の点検。煙道、煙突の損傷、 通風圧の異常等の点検。制御盤、操作盤の作動状態、損傷等の点検。 起動、停止装置の作動状態。主安全制御器の作動状態の点検。 火災検出装置の検出機能、損傷等の点検。燃料遮断装置の作動状態、 損傷等の点検。温度制限器の作動状態、損傷等の点検。温度調節器の 作動状態、損傷等の点検。端子台、導線、リレー接点の汚れ、ゆるみ、 損傷等の点検。給湯ポンプの作動状態、損傷等の点検。貯湯タンクの 損傷等の点検。管部、バルブ、接合部の点検。電動機本体の作動状態の 点検。給湯の温度設定。
機械室	冷温水発生機 R-1 RCDGN 028H	冷凍能力 985kw 加熱能力 940kw 冷却水流量 4,670 l/min 冷却水出入口温度 32～37.5℃ 冷温水流量 2,820 l/min 冷水出入口温度 12～7℃ 最高使用圧力 0.8Mpa 温水出入口温度 55～60℃ 使用燃料 都市ガス 13A 2kpa		1	冷温水、冷却水循環系統の点検。自動制御装置の点検。付属機器の 損傷、腐食の点検。膨張タンク内部の発錆状態の点検。各配管の点検。 運転日誌を作成し、運転時には、毎時間点検作業に入る。 (暖房時 8項目、冷房時12項目)
	冷温水循環ポンプ CHP-1	MODEL 150×100 IBLLF 537 冷温水流量 2,820 l/min 全揚程 51m 出力 37kw 回転速度 1,485 min <sup>-1</sup>		1	作動時、五感検査。点検棒による点検。ポンプ状態によりパッキンの 交換。 外観点検。 ゲージ作動状態の点検。
	冷却水ポンプ CWP-1	MODEL 200×150 FS 4J530 冷却水流量 4,670 l/min 全揚程 21m 出力 30kw 回転速度 1,500/min <sup>-1</sup>		1	始動時の五感検査。点検棒による点検。 外観点検。 ゲージ作動状態の点検。 ポンプ状態によりパッキンの交換。
	屋内消火栓ポンプ	口径 100φ 揚程 50m 3φ 200V 15kw		1	チャッキ弁の点検。始動時の五感検査。点検棒による点検。外観点検。 ゲージ作動状態の点検。
	温水循環ポンプ	口径 65φ 揚程 18m 3φ 200V 3.7kw		1	始動時の五感検査。点検棒による点検。 外観点検。ゲージ作動状態の 点検。ポンプ状態によりパッキン交換。
	給湯循環ポンプ	JL 32P2 - 50.4D		2	始動時の五感検査。点検棒による点検。
	機械室送風機	風量 21,000m <sup>3</sup> /h 静圧 28mm Aq		1	羽根車ケージの汚れの点検。 振動、異音の有無。ボルトの緩みの点検。 錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸、取付け状態の点検。駆動用Vベル ト伸張度点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	機械室排風機	風量 8,200m <sup>3</sup> /h 静圧 28mm Aq		1	羽根車ケージの汚れの点検。 振動、異音の有無。ボルトの緩みの点検。 錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸、取付け状態の点検。駆動用Vベル ト伸張度点検。軸受け温度、給油状態の点検。

設置箇所	設備機器	容 量			台数	点検および作業内容	
機械室	ボイラー室送風機	風量	6,000m <sup>3</sup> /h	静圧	29mmAq	1	羽根車ケージの汚れの点検。振動、異音の有無。ボルトの緩みの点検。錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸、取付け状態の点検。駆動用Vベルト伸張度点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	1F廊下非常 (排煙用排風機)	風量	7,200m <sup>3</sup> /h	静圧	50mmAq	1	同 上
	自家発電機室送風機	風量	5,040m <sup>3</sup> /h	静圧	29mmAq	1	機械室送、排風機、ボイラー室送風機同様の点検項目。
	電気室送風機	風量	8,500m <sup>3</sup> /h	静圧	30mmAq	1	同 上
	電気室排風機	風量	8,500m <sup>3</sup> /h	静圧	30mmAq	1	同 上
	IT教室B 系統選風機	風量	3,900m <sup>3</sup> /h	静圧	25mmAq	1	同 上
	IT教室 A 選風機	風量	3,200m <sup>3</sup> /h	静圧	260 Pa	1	同 上
	F-22 21/2 SRM3	出力	0.75kw	回転速度	830min <sup>-1</sup>		
	更衣室、排風機	風量	400m <sup>3</sup> /h	静圧	12mmAq	1	同 上
	宿直室湯沸排風機	風量	600m <sup>3</sup> /h	静圧	5mmAq	1	同 上
	IT教室B 系統空調機 AHU-6	風量	4,500m <sup>3</sup> /h	機外静圧	770Pa	1	エアフィルターの汚れ付着物、破損の点検。吹出口、還気口の汚れの点検。空調機内部の汚れの点検。各種配管の腐食、漏水、破損の点検。振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。フィルターの洗浄作業。
	IT教室 A 空調機 AHU-7	風量	3,200m <sup>3</sup> /h	機外静圧	780 Pa	1	同 上
		出力	3.7 Kw	回転数	1,550RPM		
	冷却能力	29.5Kw	加熱能力	31.4 Kw			
	IT教室B 系統空調加湿器				1	始動時に水の入替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。	
	IT教室A 系統空調加湿器				1	同 上	
NO.1 機械室	1~2F 事務室系統空調機 AHU-1	風量	9,600m <sup>3</sup> /h	機外静圧	770 Pa	1	エアフィルターの汚れ付着物、破損の点検。吹出口、還気口の汚れの点検。空調機内部の汚れの点検。各種配管の腐食、漏水、破損の点検。振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。フィルターの洗浄作業。
		出力	7.5 Kw	3φ 200V			
	1~2F 事務室系統空調加湿器				1	始動時には水の入替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。	
NO.2 機械室	談話ロビー系統空調機				1	送風機外部一般点検。保安装置の機能点検。サーモスタット機能点検。冷却コイルの外部点検。エアフィルターの汚れの点検。フィルター洗浄作業。	
	談話ロビー系統選風機				1	羽根車ケージの汚れの点検。振動、異音の有無。ボルトの緩みの点検。錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付け状態の点検。駆動用Vベルトの伸張度の点検。軸受け温度、給油状態の点検。	
	映写室排風機	風量	800m <sup>3</sup> /h	静圧	22mmAq	1	同 上
	控室湯沸器排風機				1	同 上	
	談話ロビー系統加湿器				1	始動時に水の入替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。	
NO.3 機械室	講堂系統空調機 AHU-3	風量	12,500m <sup>3</sup> /h	機外静圧	520 Pa	1	エアフィルターの汚れ付着物、破損の点検。吹出口、還気口の汚れの点検。空調機内部の汚れの点検。各種配管の腐食、漏水、破損の点検。振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。フィルターの洗浄作業。
		出力	7.5 kw	回転数	1,160 RPM		
		冷却能力	139.5Kw	加熱能力	92 Kw		
	講堂系統選風機 F-18 6AIM 53.7	風量	11,700m <sup>3</sup> /h	静圧	370 Pa	1	羽根車、ケージの汚れの点検。振動、異音の有無、ボルトの緩みの点検。錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付け状態の点検。駆動用Vベルトの伸張度の点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	出力	3.7 kw	回転数	1,465 min <sup>-1</sup>			
	講堂系統空調加湿器				1	始動時に水の入替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。	
	電気温水器	貯湯量	460 l	200V	5.4kw	1	宿泊者少数の場合、指示により始動。

設置箇所	設備機器	容 量	台数	点検および作業内容	
NO. 4 機械室	1F事務室コア系統空調機		1	エアフィルター汚れ付着物破損の点検。吹出口、還気口の汚れの点検。空調機内部の汚れの点検。各種配管の腐食、漏水、破損の点検。振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。フィルターの洗浄作業。	
	商品展示ホール系統空調機		1	同 上	
	2F研修室系統空調機 AHU-5	80m3/min 出力 3.7 Kw 3φ 200V 冷却能力 4,200Kcal/H 加熱能力 4,200Kcal/H	1	同 上	
	図書室系統空調機		1	現在使用していないため、点検及び作業無し。(残置)	
	食堂系統空調機		1	同 上	
	厨房系統排風機		1	羽根車ケージの汚れの点検。振動、異音の有無、ボルトの緩みの点検。錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付け状態の点検。駆動用Vベルトの伸張度点検。軸受け温度、給油状態の点検。	
	1F事務室コア系統還風機		1	同 上	
	厨房系統送風機		1	同 上	
	商品展示ホール系統還風機		1	同 上	
	商品展示ホール便所排風機	37m3/min 25mmAq 3φ 200V	1	同 上	
	食堂換気用排風機		1	同 上	
	便所排風機(S)		1	同 上	
	湯沸排風機(S)		1	同 上	
	1F事務室コア空調加湿器		1	始動時に水の入替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。	
	商品展示ホール空調加湿器		1	同 上	
	2F研修室空調加湿器		1	同 上	
	食堂空調加湿器		1	同 上	
	図書室空調加湿器		1	同 上	
	屋 上	冷却塔(冷温水発生機) CT-1	冷却能力 1,541,120kcal/h 冷却水量 4,670 l/min 呼称能力 400cT	1	始動時に清掃作業。薬品投入。塔内の腐食の点検。羽根車等損傷、錆、腐食の点検。補給水、ボールタップ弁作動点検。
		冷却塔(談話ホール系統)	呼称能力 15cT 冷却能力 58,500 kcal/h 冷却水量 195 l/min	1	同 上
冷却塔(食堂系統) CT-2		冷却能力 97,500 kcal/h 冷却水量 325 l/min 呼称能力 25cT	1	現在使用していないため、点検及び作業無し。(残置)	
冷却塔(図書室系統)		呼称能力10cT 冷却能力 39,000 kcal/h 冷却水量 130 l/min	1	同 上	
薬品注入装置(防錆殺藻用)		薬品吐出量 4~25cc/min 吐出圧 15.0kg/cm <sup>2</sup> 口径 65φ	1	始動時に薬品投入、作動点検。	
冷却水ポンプ (談話ホール系統)		口径 40φ 冷却水量 325 l/min 揚程 21m	1	始動時に五感検査。点検棒による点検。外観検査。ゲージ作動状態による点検。ポンプの状態によりパッキン交換。	
冷却水ポンプ (食堂系統)		口径 50φ 冷却水量 325 l/min 揚程 9m	1	現在使用していないため、点検及び作業無し。(残置)	
冷却水ポンプ (図書室系統)		口径 40φ 冷却水量 130 l/min 揚程 9m	1	同 上	

設置箇所	設備機器	容 量		台数	点検および作業内容		
商品テスト1号棟 1F機械室	事務室系統空調機 AHU-8	風量	7,550m <sup>3</sup> /h	機外静圧	800Pa	1	エアークフィルターの汚れ付着物破損の点検。吹出口、還気口の汚れの点検。空調機内部の汚れの点検。各種配管の腐食、漏水、破損の点検。振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。フィルターの洗浄作業。
	東側商品テスト室 AHU-10 系統空調機	風量	9,700m <sup>3</sup> /h	機外静圧	880Pa	1	同 上
	西側商品テスト室 AHU-11 系統空調機	風量	12,600m <sup>3</sup> /h	機外静圧	800Pa	1	同 上
	機械室送風機	風量	5,000m <sup>3</sup> /h	静圧	23mm Aq	1	羽根車ケーシングの汚れの点検。振動、異音の有無、ボルトの緩みの点検。錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付け状態の点検。駆動用Vベルト伸張度の点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	機械室排風機	風量	5,000m <sup>3</sup> /h	静圧	23mm Aq	1	同 上
	電気室排風機	風量	5,000m <sup>3</sup> /h	静圧	24mm Aq	1	同 上
	電気室送風機	風量	5,000m <sup>3</sup> /h	静圧	23mm Aq	1	同 上
	警備員室湯沸室排風機	風量	500m <sup>3</sup> /h	静圧	16mm Aq	1	作動点検。
	休養室排風機	風量	250m <sup>3</sup> /h	静圧	15mm Aq	1	作動点検。
	警備員室便所排風機	風量	100m <sup>3</sup> /h			1	作動点検。
商品テスト1号棟 2F機械室	機械室排風機	風量	1,100m <sup>3</sup> /h	静圧	17mm Aq	1	1F機械室送風機、同様点検項目。
	機械室送風機	風量	1,100m <sup>3</sup> /h	静圧	17mm Aq	1	同 上
	小会議室(1)排風機	風量	400m <sup>3</sup> /h	静圧	20mm Aq	1	同 上
	小会議室(2)排風機	風量	400m <sup>3</sup> /h	静圧	23mm Aq	1	同 上
	湯沸室系統排風機	風量	1,100m <sup>3</sup> /h	静圧	25mm Aq	1	同 上
	便所系統排風機	風量	1,800m <sup>3</sup> /h	静圧	25mm Aq	1	同 上
	日照室送風機	風量	1,000m <sup>3</sup> /h	静圧	20mm Aq	1	同 上
	日照室排風機	風量	1,000m <sup>3</sup> /h	静圧	19mm Aq	1	同 上
	1~2F東側商品テスト室 排風機	風量	1,250m <sup>3</sup> /h	静圧	19mm Aq	1	同 上
	2F東側商品テスト室排風機	風量	1,000m <sup>3</sup> /h	静圧	22mm Aq	1	同 上
	1~2F 西側商品テスト室 排風機	風量	5,300m <sup>3</sup> /h	静圧	18mm Aq	1	同 上
	2F西側商品テスト室排風機	風量	1,800m <sup>3</sup> /h	静圧	21mm Aq	1	同 上
	暗室排風機	風量	150m <sup>3</sup> /h			1	作動点検。
換気扇	風量	500m <sup>3</sup> /h			1	作動点検。	
商品テスト1号棟 1F機械室	事務室系統空調加湿器					1	始動時に水の入替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。
	東側商品テスト室系統 空調加湿器					1	同 上
	西側商品テスト室系統 空調加湿器					1	同 上

設置箇所	設備機器	容 量		台数	点検および作業内容		
商品テスト2号棟	難燃性解析室系統 空冷ヒートポンプ型空調機	風量 機外静圧	1,260m <sup>3</sup> /h 0mmAq	冷房能力 暖房能力	3,800kcal/h 6,300kcal/h	1	送風機外部一般点検。保安装置の機能点検。サーモスタット機能点検。 冷却コイルの外部点検。エアフィルターの汚れの点検。フィルター洗浄作業。 振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。
	難燃性測定室系統 空冷ヒートポンプ型空調機	風量 機外静圧	3,060m <sup>3</sup> /h 35mmAq	冷房能力 暖房能力	7,400kcal/h 6,400kcal/h	1	同 上
	爆発試験等環境室 空冷ヒートポンプ型空調機	風量 機外静圧	8,100m <sup>3</sup> /h 8mmAq	冷房能力 暖房能力	31,800kcal/h 24,900kcal/h	2	同 上
	住宅設備テスト系統 空冷ヒートポンプ型空調機	風量 機外静圧		冷房能力 暖房能力		2	同 上
	視聴、テスト室系統 空冷ヒートポンプ型空調機	風量 機外静圧	4,080m <sup>3</sup> /h 40mmAq	冷房能力 暖房能力	14,400kcal/h 17,000kcal/h	1	同 上
	測定室 ウォールスルー型					2	
	電波音響機器テスト室系統 空冷ヒートポンプ型空調機					2	送風機外部一般点検。保安装置の機能点検。サーモスタット機能点検。 冷却コイルの外部点検。エアフィルターの汚れの点検。フィルター洗浄作業。 振動、異音の点検
	電気機器テスト室系統 空冷ヒートポンプ型空調機	風量 機外静圧	4,080m <sup>3</sup> /h 8mmAq	冷房能力 暖房能力	14,700kcal/h 17,200kcal/h	2	送風機外部一般点検。保安装置の機能点検。サーモスタット機能点検。 冷却コイルの外部点検。エアフィルターの汚れの点検。フィルター洗浄作業。 振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。
	実用テスト室系統 空冷ヒートポンプ型空調機	風量 機外静圧	4,080m <sup>3</sup> /h 8mmAq	冷房能力 暖房能力	13,000kcal/h 14,600kcal/h	1	同 上
	住宅設備テスト室送風機	風量	2,600m <sup>3</sup> /h	静圧	12mm Aq	1	羽根車ケーシングの汚れの点検。 振動、異音の有無。ボルトの緩みの点検。 錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付け状態の点検。駆動用Vベルトの 伸張度の点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	住宅設備テスト室排風機	風量	2,600m <sup>3</sup> /h	静圧	12mm Aq	1	同 上
	視聴テスト室系統送風機	風量	4,080m <sup>3</sup> /h	静圧	風22mm Aq	1	同 上
	シールドルーム系統送風機	風量	1,260m <sup>3</sup> /h	静圧	20mm Aq	1	同 上
	シールドルーム系統排風機	風量	130m <sup>3</sup> /h	静圧	10mm Aq	1	同 上
	電波音響テスト室排風機	風量	760m <sup>3</sup> /h	静圧	15mm Aq	1	同 上
	電気機器テスト室排風機	風量	190m <sup>3</sup> /h	静圧	8mm Aq	1	同 上
	商品保管庫送風機	風量	560m <sup>3</sup> /h	静圧	8mm Aq	1	同 上
	商品保管庫排風機	風量	560m <sup>3</sup> /h	静圧	8mm Aq	1	同 上
	便所排風機	風量	600m <sup>3</sup> /h	静圧	11mm Aq	1	同 上
	ロッカールーム排風機	風量	100m <sup>3</sup> /h	静圧	5mm Aq	1	同 上
	浴室排風機	風量	100m <sup>3</sup> /h	静圧	4mm Aq	1	同 上
	湯沸室排風機	風量	500m <sup>3</sup> /h	静圧	13mm Aq	1	同 上
	湯沸室送風機	風量	500m <sup>3</sup> /h	静圧	14mm Aq	1	同 上
	電気機器テスト室排風機	風量	690m <sup>3</sup> /h	静圧	15mm Aq	1	同 上
	実用テスト室排風機	風量	400m <sup>3</sup> /h	機外静圧	30mm Aq	1	同 上
	〃	風量	600m <sup>3</sup> /h	機外静圧	10mm Aq	1	同 上
〃	風量	200m <sup>3</sup> /h	機外静圧	8mm Aq	1	同 上	

	撮影室系統	風量 1,260m <sup>3</sup> /h	冷房能力 5,400kcal/h	2	送風機外部一般点検。保安装置の機能点検。サーモスタット機能点検。
	空冷ヒートポンプ室 空調機	機外静圧 0mm Aq	暖房能力 6,800kcal/h		冷却コイルの外部点検。エアフィルターの汚れの点検、フィルター洗浄作業。
	難燃性、爆発試験室系統 送風機	風量 600m <sup>3</sup> /h	静圧 13mm Aq	1	テスト2号棟1F、住宅設備テスト室送風機、同様点検項目。
	電気室排風機	風量 3,800m <sup>3</sup> /h	静圧 17mm Aq	1	同 上
	爆発試験等環境室排風機	風量 1,400m <sup>3</sup> /h	静圧 45mm Aq	1	同 上
	フォストロリー室送風機	風量 1,000m <sup>3</sup> /h	静圧 5mm Aq	1	同 上
	フォストロリー室排風機	風量 1,000m <sup>3</sup> /h	静圧 5mm Aq	1	同 上
	商品保管室排風機	風量 1,200m <sup>3</sup> /h		1	同 上
	難燃性テスト室排風機	風量 2,400m <sup>3</sup> /h	静圧 30mm Aq	2	同 上
屋上	テスト室排風機	風量 500m <sup>3</sup> /h	風量 500m <sup>3</sup> /h	4	羽根車ケーシングの汚れの点検。振動、異音の有無、ボルトの緩みの点検。 錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付状態の点検。駆動用Vベルトの 伸張度の点検。軸受け温度、給油状態の点検。
宿泊室	ルームエアコン スプリット型	室内機 CS-401 4kw	室外機 CU-401D 5.52kw	78	業者によるエアコン点検（年2回）及び簡易点検（年4回） 機器の騒音、振動、機能点検。ドレンパ이프の詰まり点検。フィルターの汚れの点検清掃他
個別空調	ルームエアコン 他	室内機（管理研修棟 47台、商品テスト棟他 37台） 室外機（管理研修棟 38台、商品テスト棟他 26台）		84	年4回の簡易点検実施 機器の騒音、振動、機能点検。ドレンパ이프の詰まり点検。フィルターの汚れの点検清掃他
管理研修棟他	ファンコイルユニット	10種類		100	コイル表面の汚れの有無の点検。損傷、錆、付着物、漏水の点検。
全館	エア抜き				週1回全館
中央機械室	貯湯槽	2m <sup>3</sup> ×2		2	損傷、水漏れの点検。内外発錆状態の点検。
全館	洗面器				亀裂、破損、取付けの緩みの点検。水栓、接合部等より水漏れの点検。 排水状態の点検。
	大、小、便器				フラッシュバルブの点検。ロータンク内部の点検。水量調整、水漏れの点検。 亀裂、破損の点検。排水状態の点検。
	パッケージ型エアコン (2号棟除く)			53	送風機の騒音、振動、機能点検。ドレンパ이프の詰まり点検。 エアフィルターの汚れの点検、清掃。
	排水管				水漏れの点検。排水状態の点検。
屋外	受水槽	40m <sup>3</sup> 有効 32m <sup>3</sup> )		1	槽内の堆積物汚れの点検。警報装置作動確認。発錆、損傷の点検。 ボールタップの作動点検。
設置箇所	設備機器		摘要	数	点検および作業内容
	揚水ポンプ	口径 100φ 水量 1,000 l/min	揚程 47m	2	各種ポンプ類と同様。
給水塔	高架水槽	12.5m <sup>3</sup> (有効 8.15m <sup>3</sup> )		1	槽内の堆積物汚れの点検。警報装置作動確認。発錆、損傷の点検。
	膨張水槽	1m <sup>3</sup> (冷温水発生機用)、0.5m <sup>3</sup> (温水ヒーター用)		2	高架水槽などと同様。
	消火補給水槽	1m <sup>3</sup>		1	水利の確認、定期清掃。
屋外	汚水槽	30m <sup>3</sup>		1	槽内の汚れ、沈積物、浮遊物の点検。警報装置作動確認。 昆虫の発生状態の点検。
	排水ポンプ槽（テスト排水用）	8m <sup>3</sup> (外構横)		1	ます内の沈積物、汚れの点検。昆虫の発生状態の点検。
	排水ポンプ	1.5kw×2 (汚水槽)、0.75kw×2 (排水槽用)		4	絶縁抵抗の測定。電流値、作動確認。自動制御の点検。
	テスト排水処理装置	30m <sup>3</sup> (原水槽)、1.5m <sup>3</sup> (中和槽)、37m <sup>3</sup> (排水槽)		1	PH管理。
	消防水利	地下槽 40m <sup>3</sup> ×2		2	各水槽の水量確認。

2. 消防用設備

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
管理研修宿泊棟	自動火災報知設備 (能美防災㈱)	感知器	321	点検の基準、期間及び結果報告は、「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。 点検時期は、年2回とする(機能点検年2回、総合点検年1回) 点検従事者は、消防法等関係法令に基づく者とする。(消防設備点検資格者) 点検結果報告書の作成 屋内の自家発電設備は負荷試験も実施する。
		地区音響装置	14	
		発信機	14	
	防火・防煙設備	手動起動装置	2	
		自動起動装置	37	
		防火扉	17	
		シャッター	1	
		垂れ壁	4	
		ブザー	2	
		ダンパー	29	
	屋内消火栓設備		14	
	ハロゲン化物消火装置	55Kg(合計)440Kg	8	
	誘導灯設備	非難口誘導灯	44	
		通路誘導灯	29	
非常放送設備		1式		
消火器		53		
自家発電設備	明電舎製(屋内)、ヤンマー製(屋外)	2式	簡易点検及び試運転(月1回)負荷試験実施(年1回。屋外発電機のみ)	
商品テスト棟等	自動火災報知設備	感知器	191	
		地区音響装置	13	
		発信機	13	
	防火・防煙設備	自動起動装置	4	
		防火扉	4	
	屋内消火栓設備		4	
	誘導灯設備	非難口誘導灯	14	
設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
		通路誘導灯	15	
		非常放送設備	1式	
		消火器	48	

3. 昇降機

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
管理研修宿泊棟	油圧式エレベーター	日立製、乗用、積載量750kg、定員11人、 定格速度 45m/min	1基	1. 保守点検 毎月1回点検(巻上機、原動機制御器等の注油及び清掃並びに簡単な調整を含む。)を行い、かつ、不時の故障の際、直ちに点検、修理を行なう。本点検に必要な材料のうち以下のものは、民間事業者が提供する。 【油圧エレベーター】 ヒューズ類、接触器及びスイッチ類接点(コンタクトリレー、リキットスイッチ、トアスイッチ、ガバナスイッチ)コード及びリッド線、マイクロスイッチ類、ランプ類各種注油類一式(ギア油、グリス等)ウエス、特殊溶剤(漏電防止材、スポンジオイル)、Vベルト、電池、作動油補充 【ダムウェーター】 カボンコンタクト及びフィンガー、ヒューズ類、リッド線、ボックス位置灯ランプ、補充油油脂類、ウエス
	ダムウェーター	日立製、小荷物専用、積載量500kg 定格速度 15m/min	1基	
商品テスト3号棟	油圧式エレベーター	日立製、荷物用、積載量1000kg、 定格速度 30m/min	1基	2. 定期点検 年1回、建築基準法に基づく定期点検

4. ガス漏れ警報設備

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
機械室	ガス漏れ警報器	TGZ100-3型	1	年2回。消防法に基づく点検 ゼロ点調整・感度確認点検。警報濃度確認点検。 外部警報の確認。制御部・検知部の外観・取付状態の目視点検。 (点検時に必要な標準がしは民間事業者の負担)

5. 宿泊室空調設備

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
宿泊室	ル-ムエアコン スﾌﾟﾘｯﾄ型	室内機 Panasonic製 CS-401DAX2	78	自主点検(年2回) 総合外観点検、運転状況点検及び調整、その他付属機器の点検・整備
		室外機 Panasonic製 CU-401DAX2	78	高圧・低圧の圧力測定、各部温度測定、電流・電圧の測定、ガス漏れチェック、油漏れ、水漏れチェック、運転音、振動等のチェック、保護装置の作動確認及び外観点検、機能部品の作動確認、ファン軸受けの点検及びびがリスタップ、各部のネジのまし締め、錆発生防止、ビスの交換、錆発生防止のケージングのタッチアップペイント、熱交換器の汚れ及び腐食度合いの点検等 交換部品代は別途費用。点検表及び点検結果報告書の作成

6. 第一種圧力容器類

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
ボイラー室	第一種圧力容器(ストレージタンク)	蒸気最高使用圧力 5.0kg/cm <sup>2</sup> 、内容積2.227m <sup>3</sup> 、水頭圧 50m	2	労働安全衛生法及びボイラー及び圧力容器安全規則等に基づく性能検査 (ボイラー協会への性能検査手数料含む) 点検整備(年1回) 点検従事者はボイラー整備士の資格を有する者とする。
設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
	鋳鉄製真空式温水ヒーター	前田鉄工所製 鋳鉄製真空式温水ヒーター	2	圧力容器分解点検整備(タンク内部、安全弁、計器類等の付属部品) 検査準備、検査後の復旧、試運転、作業報告書の作成等含む。 ガスバーナー分解点検整備、総合試運転、調整、抽気状態点検調整

7. 貯水槽

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
屋外 給水塔	受水槽	40m <sup>3</sup> 、有効容量(32m <sup>3</sup> )	1	建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく検査(年1回)
	揚水ポンプ		2	外観点検、清掃、消毒、水質検査
	高架水槽	12.5m <sup>3</sup> 、有効容量(8.15m <sup>3</sup> )	1	制御機器装置の点検 作業報告書(水質検査結果報告書含む)の作成

8. 排水処理装置

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
	テスト排水処理槽 排水ポンプ槽 汚水槽 食堂雑排水槽(グリストラップ)			建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく検査 年2回、外観点検、清掃、作業報告書の作成 食堂雑排水槽のみ年3回(殺虫プレート交換含む)

9. ばいじん測定

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
	冷温水発生機 (RCDGN 028H)			県生活環境の保全等に関する条例に基づく測定、年2回 (水分量、排ガス組成、排ガス流量、ばいじん等の測定記録) 計量証明書の提出

10. 下水道水質検査

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
				年12回 (うち1回は全項目検査)、下水道法に基づく検査 毎月検査項目 (水温、ノルマルヘキサン抽出物質、亜鉛)  全項目検査 (水温、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量BOD、浮遊物質SS、ノルマルヘキサン抽出物質、よう素消費量、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、メチル水銀化合物、水銀及びメチル水銀その他の化合物、フェノール類、フッ素化合物、有機リン、六価クロム、銅及びその化合物、溶解性鉄、クロム及びその化合物、ニッケル、亜鉛及びその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、溶解マンガソ)、ホリ塩化ビフェニル

11. 上水道水質検査

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
		上水道 2箇所 (管理研修棟、テスト棟)		「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づく検査 年2回 (28項目、11項目の計2回) 年1回 書類検査

12. 冷温水機発生機水質検査

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
	冷温水発生機 (RCDGN 028H) (クーリングタワー含む)		1式	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づく検査 水質検査 (冷却水防錆等薬剤費用を含む)

13. 粉塵計の較正

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
	粉塵計	柴田科学株式会社製 デジタル粉塵計LD-30型	1	年1回、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく較正 (較正手数料含む)

14. 害虫駆除

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
		宿泊棟 1~3階 (75室及び廊下、管理人室、ゲームコーナー、共同浴室 簡易調理室、ラウンジ・ライオン室、教養娯楽室、談話室) 食堂、厨房 (厨房、食品庫、トイレ、事務所、排水溝)、各棟の給湯室		年2回 (食堂、厨房のみ年3回) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づく検査 作業報告書の作成

15. 受変電設備

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
	受変電設備	受電電圧 6.6KV	1式	電気事業法等関係法令に基づく自家用電気工作物の点検 年1回 受電所及び各電気室内機器設備の点検、清掃、作業報告書の作成 高圧絶縁抵抗及び接地抵抗測定、保安用継電器の動作特性試験 変圧器絶縁油の分析試験、低圧幹線回路の絶縁抵抗測定

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託費等	定額分	6,283	7,999	7,999
	成果報酬等	0	0	0
	実施精算分	1,843	3,355	6,648
計(a)		8,126	11,354	14,647

委託費等の内訳は下記の通り

① 委託費の内容

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
定額分				
受付案内業務	6,283	7,999	7,999	総価契約
実施精算分				
宿泊管理時間外業務	632	1,271	2,138	単価契約
ベッドメイク業務	1,211	2,084	4,510	
計	8,126	11,354	14,647	

\* 上記委託費には、人件費、通信費、被服品費等を含む。

②外部委託を実施している事業の成果報酬等の支払い条件（令和3年度～令和5年度契約）

・ 宿泊施設

宿泊施設センター利用外年間稼働率が10.1%を超え、かつ徴収金額が6,660,000円を超えた場合、宿泊施設センター利用外の必要経費等を減じた額に50%を乗じた額を成果報酬とする。

・ 研修施設

研修施設センター利用外年間稼働率が7.9%を超え、かつ徴収金額が158,000円を超えた場合、その超えた利用料金額に50%を乗じた額を成果報酬とする。

2. 従来の実施に要した人員 (単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
業務従事者	20人	17人	18人

(業務従事者に求められる知識・経験等)

(業務の繁閑の状況とその対応)

業務の繁閑は別添1の施設利用状況表のとおりです。

(注記事項)

3. 従来の実施に要した施設及び設備

従来の実施に要した施設及び設備については、別紙1 建物内全体図および別表2のとおり。

(注記事項)

- ・業務を実施するため別紙4の施設及び設備は、請負業務を行う範囲において無償で貸与する。
- ・業務を実施するために必要な外線電話、FAX、コピー機、制服、消耗品等は全て受託者が用意する。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

(1) 品質の維持

食堂の運営業務の不備に起因する衣服の汚損、食中毒の回数

目標	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0回	0回	0回	0回

(2) 快適性の確保

施設利用者へアンケート調査を行う。

① アンケート回収率

目標	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
80%以上	83.4%	86.9%	91.9%

② 宿泊施設利用満足度

目標	実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
75%以上	94.0%	96.8%	98.3%

(注記事項)

- ・アンケート回収率の計算方法は、施設利用者へ配布した枚数のうち、回収できた枚数の割合である。
- ・施設の利用満足度とは、別添2の利用者アンケート設問のうち、4②、5②、7①、7②が該当する。
- ・施設利用満足度の計算方法は、「満足」「やや満足」「やや不満足」「不満足」のうち、前2者の「満足」「やや満足」のいずれかを回答した者の割合である。

$$\text{満足度 (\%)} = (\text{満足} + \text{やや満足}) \div (\text{満足} + \text{やや満足} + \text{やや不満足} + \text{不満足}) \times 100$$

(3) 稼働率の向上

① 宿泊施設

項目	目標	実績		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
稼働率	10.1%以上	2.7%	5.7%	14.1%
徴収金額	6,660,000円以上	932,860円	3,484,390円	11,350,630円

(注記事項)

- ・稼働率の計算方法  
 宿泊室利用者累計（センター利用分を除く）÷宿泊室貸出可能総室数＝稼働率（%）  
 宿泊室利用者数の累計とは、宿泊室に1名1泊した場合の利用回数を1とした場合の累計数であり、センター業務を含めた年間最大貸出対象宿泊室数は72室、宿泊室貸出可能総室数は365日から年末年始及び宿泊施設利用不可日を除いた日とする。

② 研修施設

項目	目標	実績		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
稼働率	7.9%以上	4.9%	9.5%	11.6%
徴収金額	158,000円以上	51,590円	155,810円	157,830円

(注記事項)

- ・稼働率の計算方法  
 利用研修施設数累計（センター利用分を除く）÷研修室貸出可能総室数＝稼働率（%）  
 最大貸出対象研修施設数は5室、研修室貸出可能総室数は365日から年末年始及び研修施設利用不可日を除いた日とする。  
 1日の利用時間及び回数問わず、1日1回の貸出で計算する。
- ・研修施設の目標値は令和3～4年度分であり、令和2年度は稼働率7.9%以上、徴収金額260,000円以上である。

5. 従来の実施方法等

従来の実施方法

1. 現在の業務分担及び来期の業務分担の関係は別添3の業務区分表のとおりです。
2. 宿泊施設利用料金、規約等については別添4に基づき設定されています。
3. 従来業務を実施してきた部署は別添5の組織図とおりです。
4. 食堂の実績は別添6の食堂運営実績のとおりです。

1. 相模原事務所の研修・宿泊施設の年度別利用状況については別添1のとおりです。

(注記事項)

## 施設利用状況表

月	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者 人数	一般室 宿泊数(泊)	利用者 人数	一般室 宿泊数(泊)	利用者 人数	一般室 宿泊数(泊)
4月	0	0	608	13	442	159
5月	5	0	2,679(※)	202	384	412
6月	56	0	11,777(※)	150	405	443
7月	261	0	23,268(※)	259	388	703
8月	31	31	7,125(※)	4	272	455
9月	150	180	5,494(※)	2	251	338
10月	491	191	6,802(※)	242	427	476
11月	307	206	2,754(※)	304	446	501
12月	285	191	1,163(※)	444	329	512
1月	90	0	397	350	216	226
2月	259	97	89	71	215	379
3月	357	152	123	300	223	650
	72団体		184団体		151団体	

※当センターが相模原市のコロナワクチン接種会場となったため、令和3年5～12月は、ワクチン接種による利用者が含まれる。

**独立行政法人国民生活センター研修・宿泊施設についてのアンケート**

この度は、当センター研修・宿泊施設をご利用いただきましてありがとうございます。

今後の研修・宿泊施設の管理・運營業務をより良いものとするため、お手数ですが、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

なお、アンケートにつきましては、所定のアンケート回収BOXにご投函いただきますよう併せてお願いいたします。

該当箇所の□にレ点を、コメント：\_\_\_\_\_については、ご自由にご記入ください。

1. ご利用日 \_\_\_\_\_年 月 日～ \_\_\_\_\_年 月 日

2. ご回答者様           男           女

3. ご利用にあたって、スタッフ（警備員、受付員、宿泊管理人）の対応はいかがでしたか。

満足           やや満足           やや不満足           不満足

コメント：\_\_\_\_\_

4. 施設の清掃は行き届いておりましたか。

①共用施設（トイレ、廊下、会議室、食堂ホールなど）

満足           やや満足           やや不満足           不満足

②宿泊室（ご宿泊された方のみ）

満足           やや満足           やや不満足           不満足

③屋外

満足           やや満足           やや不満足           不満足

コメント：\_\_\_\_\_

5. 施設の付属品・設備（トイレトーパー、蛍光灯、マイク設備など）の整備はいかがでしたか。

①共用施設

満足           やや満足           やや不満足           不満足

**裏面もありますのでご協力お願いします**

②宿泊室（ご宿泊された方のみ）

満足      やや満足      やや不満足      不満足

コメント： \_\_\_\_\_

※お部屋の不具合等ございましたら原因確認の為、お部屋番号をご記入ください。 NO \_\_\_\_\_

6. 宿泊料金及び会議室料金等の設定はいかがでしたか。

満足      やや満足      やや不満足      不満足

コメント： \_\_\_\_\_

7. 食堂にてお食事された方にお尋ねします。

①食事の価格と質に対してはいかがでしたか。

満足      やや満足      やや不満足      不満足

コメント： \_\_\_\_\_

②食堂スタッフの対応はいかがでしたか。

満足      やや満足      やや不満足      不満足

コメント： \_\_\_\_\_

8. 当施設での利用全般についてはいかがでしたか。

満足      やや満足      やや不満足      不満足

コメント： \_\_\_\_\_

9. その他、当施設のご感想・ご意見等をご自由にご記入ください。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

独立行政法人国民生活センター 総務部管理室

業務内容	業務細目	現状			民間競争入札			備考
		センター	A (請負者)	A以外の業者	センター	B (請負者)	B以外の業者	
受付案内業務	代表電話番号の電話交換業務		○			○		
	管理研修棟1階受付での施設利用者の受付案内及び入館票の交付		○			○		
	タクシー・出版物販売の取次ぎ		○			○		
照会対応	施設利用に対する照会対応		○			○		
	施設見学に対する照会対応	○			○			
見学対応	当日の見学案内	○			○			
フロント業務	施設利用者に関する用務と接遇、サービス全般		○			○		
	チェックイン、チェックアウト対応		○			○		
	鍵の受け渡し		○			○		
	案内板の設置（正門、各会議室等）		○			○		
	机、椅子の配置及び使用後の現状回復		○			○		
	貸出設備の準備、管理、使用方法説明等		○			○		
	施設利用者の疾病、怪我等の緊急時の対応		○			○		
	災害及び緊急時の避難誘導		○			○		
	研修生からの受講料、宿泊料の現金受領及び領収書の交付		○			○		
	研修生からの食費の現金受領及び領収書の交付		○			○		
	食券の作成及び発行		○			○		
	宅配便手配、集荷依頼、一時保管等		○			○		
	研修事業以外の施設利用に関する予約受付		○			○		
	当センター事業との調整		○			○		
	施設利用団体への申込書類の発送及び予約承認		○			○		
	施設の下見、打合せ対応		○			○		
研修事業以外の施設利用団体からの料金徴収業務（請求書等の発行含む）		○			○			
自主事業の企画運営		○			○			
ベッドメイク	宿泊室のベッドメイク（浴室・室内清掃、湯茶器等のセット）		○			○		
	センター所有の寝具類の在庫管理		○			○		
	寝具リネンサプライ業務委託		○			○		
その他	施設利用に対する苦情・受付（一次対応）		○			○		
広報	施設利用パンフレットの作成・印刷	○			○			
	施設利用パンフレットの内容承認	○			○			
	センター内の掲示物等の承認	○			○			
	施設利用者の募集		○			○		
	センターホームページへの更新	○			○			
	資料送付等		○			○		

施設利用者への対応及び施設貸出業務

	業務内容	業務細目	現状			民間競争入札			備考
			センター	A (請負者)	A以外の業者	センター	B (請負者)	B以外の業者	
	施設利用アンケート	アンケートの原案作成	○			○			
		アンケートの内容承認	○			○			
		アンケートの印刷		○			○		
		アンケートの配布		○			○		
		アンケートの回収		○			○		
		アンケートの集計、報告		○			○		
食堂及び自動販売機の運営業務	食堂の運営業務	食事の提供（朝、昼、夜）		○			○		
		食事代の徴収（食券及び現金）		○			○		
		衛生管理及び届け出全般		○			○		
		廃棄物の処理及び報告		○			○		
		経営状況の報告		○			○		
	自動販売機	設置費用及び電気代の負担		○			○		
		飲食類の販売及び代金回収		○			○		
		分別ボックスの設置及び空き缶等の回収		○			○		
		故障時及び飲料水補充の連絡		○			○		
	公衆電話	利用代金の回収	○			○			
	その他	各種資料の作成及びセンターへの報告		○			○		

# 料金表

\*消費税を含む。

## 1. 宿泊料金 (1人用/TV・Wi-Fi・バス・トイレ付)

部屋タイプ(洋室)	料金
一般 [16㎡] (72室)	4,570円
講師用 [32㎡] (3室)	5,720円

\*割引料金は、ご利用状況により、別途設定をさせていただきます。

## 2. 食事料金

朝食(7:30～8:30)	430円～
昼食(11:30～13:30)	580円～
夕食(18:00～19:30)	780円～

\*食事は予約制となっております。

\*食事料金の変更は、ご相談ください。

\*懇親会料理の予約も可能です。

## 3. 会議室料金

利用可能時間 9:00～22:00

半日料金(9:00～18:00の間で4時間以内)、1日料金(9:00～18:00の間で9時間以内)

引き続き18:00以降ご利用の場合は、半日料金を加算させていただきます。

室名	定員	半日料金	1日料金
講堂	180～200人	8,800円	16,500円
中会議室	50人	3,300円	5,500円
研修室A	80人	4,400円	7,040円
研修室B	30人	1,650円	2,750円
討議室A～C	各12人	1,100円	1,650円
談話室A・B	各13～14人	1,100円	1,650円
講師用控室	—	1,100円	1,650円
食堂	100人	3,300円	—
教養娯楽室A・B(和室)	30人	3,300円	5,500円
教養娯楽室C(和室)	18人	1,650円	2,750円

\*利用時間には準備・後片付けの時間も含まれます。

## 4. 冷暖房料金

\*平日9:00～18:00は無料です。

\*休館日(土・日・祝日)及び平日9:00～18:00以外

冷房時期(6月20日～9月30日)と暖房時期(11月20日～3月31日)は、1時間1室600～2,000円の料金をいただきます。

\*その他 上記時期以外及び会議室利用可能時間以外の利用も1時間単位で冷暖房料金をいただきます。(1時間未満の場合は1時間に切り上げ)

## 5. その他

白黒コピー料金 1枚/10円

カラーコピー料金 1枚/40円

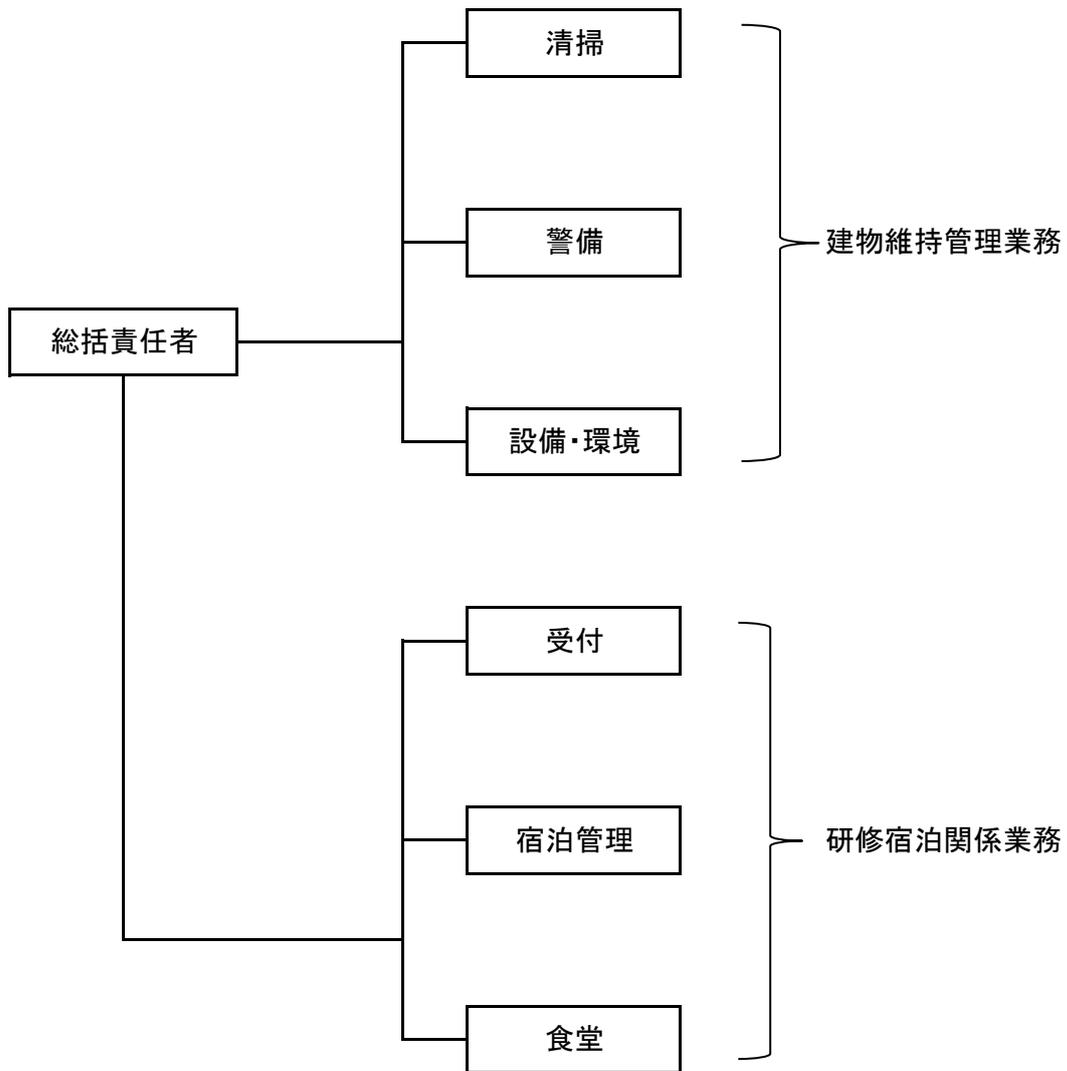
## 6. キャンセル

\*宿泊及び会議室のキャンセルまたは変更/ご利用日前日(土日・祝日の場合はその前日)の正午までにお申し出ください。

\*食事のキャンセルまたは変更/食材の仕入れなどの都合上、ご利用日3日前(土日・祝日の場合はその前日)の15時までにお申し出ください。

上記につきましては、期限を過ぎた場合、全額をお支払いいただきますのでご了承ください。

組織図(令和3年度～令和5年度)



## 食堂運営実績

## 1. 食数実績

区分	単価	令和2年度	令和3年度	令和4年度
朝食	430円～	748	1,767	4,062
昼食	580円～	2,293	3,240	4,906
夕食	780円～	692	1,707	3,946
合計		3,733	6,714	12,914

## 2. 属性別一覧

区分	単価	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職員（昼食）	580円	1,565	1,614	1,441
受講生（朝食）	430円	493	960	1,437
受講生（昼食）	580円	472	949	1,324
受講生（夕食）	780円	499	976	1,423
外部団体（朝食）	500円	255	807	2,625
外部団体（昼食）	700円	256	677	2,141
外部団体（夕食）	1,000円	193	731	2,523
合計		3,733	6,714	12,914

## 3. 年度別実績

## ①令和2年度

区分	単価	食数		土日祝 ／全日	備考欄
		全日	うち土日祝		
職員（昼食）	580円	1,565	0	0.0%	月平均 130食、1日平均 6食
受講生（朝食）	430円	493	0	0.0%	1回当たりの利用率 63%
受講生（昼食）	580円	472	0	0.0%	1回当たりの利用率 65%
受講生（夕食）	780円	499	0	0.0%	1回当たりの利用率 64%
外部団体（朝食）	500円	255	189	74.1%	
外部団体（昼食）	700円	256	127	49.6%	
外部団体（夕食）	1,000円	193	156	80.8%	
合計		3,733	472		

※食堂営業日数 245日/365日（稼働率67%）

※食数の「うち土日祝」は、宿泊利用期間が土日祝を1日でも含まれている団体の食数をカウント。

②令和3年度

区分	単価	食数		土日祝 ／全日	備考欄
		全日	うち土日祝		
職員（昼食）	580円	1,614	0	0.0%	月平均 134食、1日平均 6食
受講生（朝食）	430円	960	0	0.0%	1回当たりの利用率 70%
受講生（昼食）	580円	949	0	0.0%	1回当たりの利用率 84%
受講生（夕食）	780円	976	0	0.0%	1回当たりの利用率 71%
外部団体（朝食）	500円	807	591	73.2%	
外部団体（昼食）	700円	677	412	60.9%	
外部団体（夕食）	1,000円	731	518	70.9%	
合計		6,714	1,521		

※食堂営業日数 265日/365日（稼働率72%）

※食数の「うち土日祝」は、宿泊利用期間が土日祝を1日でも含まれている団体の食数をカウント。

③令和4年度

区分	単価	食数		土日祝 ／全日	備考欄
		全日	うち土日祝		
職員（昼食）	580円	1,441	0	0.0%	月平均 120食、1日平均 6食
受講生（朝食）	430円	1,437	0	0.0%	1回当たりの利用率 67%
受講生（昼食）	580円	1,324	0	0.0%	1回当たりの利用率 84%
受講生（夕食）	780円	1,423	0	0.0%	1回当たりの利用率 66%
外部団体（朝食）	500円	2,625	1,917	73.0%	
外部団体（昼食）	700円	2,141	1,345	62.8%	
外部団体（夕食）	1,000円	2,523	1,867	74.0%	
合計		12,914	5,129		

※食堂営業日数 298日/365日（稼働率81%）

※食数の「うち土日祝」は、宿泊利用期間が土日祝を1日でも含まれている団体の食数をカウント。

## 民間事業者を使用させることができるセンター財産(施設・設備) 一覧

## 1. 施設

施設	施設名	所在場所
	受付	管理研修棟 1階
管理人室	管理研修棟 1階	
食堂	管理研修棟 1階	
厨房及び食堂事務室	管理研修棟 1階	

上記施設以外に、民間事業者からの提案により、センターと協議の上、施設を貸し出すことも可能である。

評価項目一覧表

評価項目	評価項目の視点	評価基準	評価方法			配点 (加対象のみ)
			評価区分	評価基準	評価	
業務の実施体制	総括責任者、主任者等の業務遂行体制・責任者等の所在が明確になっているか。グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制になっているか。	業務遂行体制、責任者の所在が明らかになっていること。グループ内の連携体制の構築	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合は失格	合否	
	各業務の実施にあたり、企業及び担当者が必要な資格、公的機関から認定等を保有しているか。	必要とされる資格を証明する書類の提出	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合は失格	合否	
	類似業務の実績を有しているか。	相模原事務所と同規模以上の業務の実績を有しているか。	加	提案の絶対評価	A	20
					B	16
					C	12
D					8	
E	4					
F	0					
業務の実施に対する質の確保	研修宿泊施設等運営業務の目的を理解した運営方針が示されているか、計画的な業務の実施が考えられているか。	事業目的を理解した運営方針が示されていること、全体スケジュールの理解	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合は失格	合否	
	各業務の実施内容を不足なく提案し、提案内容は要求水準が確保される提案となっているか（令和6年度分の予約に係る広報業務も含む。）。	業務実施内容が網羅され、実現可能なものであること	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合は失格	合否	
業務の質についての提案	業務運営にあたり、各業務の実施を連携してサービスの質の向上を図る工夫、経費の削減を行う提案となっているか。	業務運営全般に対する工夫、経費の削減が提案されていること	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合は失格	合否	
	研修・宿泊者への対応及び施設貸出業務について、業務内容を十分理解した上で、具体的に提供するサービス、実施可能な体制が明記され、管理運営に係る工夫、経費の削減効果が見られるか。	研修宿泊施設貸出業務に対する工夫の度合（土日祝日、4月、8月中旬及び3月下旬に具体的な施設貸出方策）並びに経費の削減方策	加	提案の絶対評価	A	25
					B	20
					C	15
					D	10
					E	5
					F	0
	食堂及び自動販売機の運営業務について、業務内容を十分理解した上で、具体的に提供するサービス、実施可能な体制が明記され、管理運営に係る工夫、経費の削減効果が見られるか。	食堂及び自動販売機の運営業務に対する工夫の度合、経費の削減方策	加	提案の絶対評価	A	30
					B	24
					C	18
D					12	
E	6					
F	0					
稼働率を向上させていくための、工夫の提案が見られるか。	稼働率の向上を図るための広報活動や自主事業の工夫の度合い	加	提案の絶対評価	A	20	
				B	16	
				C	12	
				D	8	
				E	4	
				F	0	
緊急時の体制及び対応方法	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための対策が的確に提案されているか。	加	提案の絶対評価	A	25	
				B	20	
				C	15	
				D	10	
				E	5	
				F	0	
社会的要請に対する事項	a. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・プラチナえるぼし 5点 ・3段階目 4点 ・2段階目 3点 ・1段階目 2点 ・行動計画 1点 b. 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・プラチナくるみん 5点 ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準） 3点 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 3点 ・トライくるみん 3点 ・くるみん（平成29年3月31日までの基準） 2点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 c. 若者の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 4点	ワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たしているか	加	提案の絶対評価	A	10
					B	8
					C	6
					D	4
					E	2
					F	0
	【大企業】 事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。 【中小企業等】 事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。	賃上げの実施の表明	加	提案の絶対評価	A	20
					B	16
					C	12
					D	8
E	4					
F	0					
合計	基礎点			合否	50	
	加				150	
	合計点				200	

## 研修宿泊施設等運営業務企画書

## 1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

- 入札参加共同企業体の場合は、構成員である企業名を全て記載した上で、代表企業名を明記する。また、構成員である企業ごとに担当する業務を明示し、その代表責任者及び本業務担当者を記載する。その際には、構成員である企業間の連携体制が把握できるようにすること。

(注) 実施要項 5 (2) に基づき、「予算書等」及び「必要とされる資格を証明する書類の写し」を添付のこと。



### 3. 本業務実施の考え方

- 安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。併せて食事提供方法、提供金額、写真、1ヶ月のメニュー例などを具体的に示すこと。
- 施設利用者への対応及び施設貸出業務については、稼働率の向上を図るための具体的な方策を記載すること。
- 食堂及び自動販売機の運営業務については、販売価格、メニューのバリエーション等を具体的に記載すること。
- ワーク・ライフ・バランス等の推進を行っている場合、それを証する書類を提出すること。

#### 4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法

- 本実施要項 2. で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を記載すること。なお、業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び管理体制を記載し、併せて配置人数も必ず記載すること。
- 業務の一部について再委託を行う場合は、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）を記載すること。

5. 本業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、実施業務毎に提案書を作成（A4、1枚以内）することができる。

1. 研修宿泊施設等運営業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項

特に稼働率の向上を図るための取組みについて、詳細に記載すること。

6. 業務に係る改善提案総括表	
<p>■別紙2の仕様書で示す実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、センターが提示する最低水準として別紙2の仕様書で示す業務を行うものとする。</p>	
(1) 施設利用者への対応及び施設貸出業務	
提案の有無 有 ・ 無	
業務項目 ※別紙2の仕様書で示す項目を明記	提案の概略
(2) 食堂及び自動販売機の運営業務	
提案の有無 有 ・ 無	
業務項目 ※別紙2の仕様書で示す項目を明記	提案の概略

(注) 上記以外について改善提案がある場合は、必要に応じて追加記載すること。

7. 各業務の実施方法に対する具体的な改善提案

■提案を行う各業務の1項目につき1枚以内とする。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

- 緊急時（研修宿泊施設等運営業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

## 誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第 10 条各号の競争入札資格の欠格事由に該当しないこと。

令和 年 月 日

殿

入札参加事業者 (郵便番号 )  
住所

電話番号 ( )

商号  
又は名称

氏名 印

(法人にあつては、代表者氏名)

【法定代理人】

氏名 印